

長期計画起草委員会

配付資料一覧

平成22年6月19日

	No.	資料名	備考
第1回 (9月12日)	1	小金井市長期計画起草委員会設置要綱	
	2	素案の骨格を考える上での各項目の要約（キーワード）	三橋委員
		第4次小金井市基本構想（素案）前半についての意見	鮎川委員 (審議会資料45)
		長期計画審議会・基本構想（素案）前半への意見	五十嵐委員 (審議会資料46)
		「長期計画審議会・基本構想（素案）前半」について	鴨下委員 (審議会資料47)
第2回 (10月4日)		協働について	渡辺委員 (審議会資料54)
		第4次小金井市基本構想（素案）前半についての意見	玉山委員 (審議会資料57)
	3	第4次基本構想（素案）前半の構成について	三橋委員
		小金井市協働推進基本指針	審議会資料55
		施策の大綱	審議会資料56
第3回 (10月11日)		第4次基本構想・前期基本計画に関する意見	今井委員 (審議会資料63)
	4	市民フォーラムに関する検討事項について	
	5	第4次基本構想（素案）第3章修正案	三橋委員
第4回 (10月31日)	5	第4次基本構想（素案）第2章修正案	
	6	第4次基本構想（素案）第1章・第3章修正案	三橋委員
	7	第4次基本構想（素案）第5章第1節修正案	永田委員
	8	第4次基本構想（素案）第5章修正案	渡辺委員
	9	第4次基本構想（素案）第5章第3節修正案	鮎川委員
	10	第4次基本構想（素案）第5章第4節修正案	玉山委員
	11	第4次基本構想（素案）第6章修正案	淡路委員
第5回 (11月22日)		第4次基本構想（素案）修正案に対する長期総合計画策定本部での意見について	審議会資料69
		第4次小金井市基本構想についての意見	鮎川委員 (審議会資料70)
		長計審への意見	町田委員 (審議会資料71)
		第4次小金井市基本構想（素案）修正案	三橋委員 (審議会資料72)
	12	第4次小金井市基本構想（素案）修正案	当日配付資料
	13	市民懇談会の概要について	当日配付資料

第6回 (12月12日)	14	市民懇談会チラシ	当日配付資料
	15	第4次基本構想(素案)中間報告	当日配付資料
	16	市民懇談会説明資料(案)	当日配付資料
	17	計画の推進説明資料	当日配付資料 淡路委員
	18	市民懇談会の概要について	当日配付資料
第7回 (1月16日)	19	第4次基本構想・前期基本計画の議論の進め方について	当日配付資料 三橋委員
	20	第4次基本構想・前期基本計画(素案)の総論について	当日配付資料 三橋委員
	21	第4次基本構想・前期基本計画(素案)の「環境と都市基盤」について	当日配付資料 五十嵐委員
第8回 (2月7日)		前期基本計画第2部2章と3章への意見	五十嵐委員 (審議会資料90)
		第2章「ふれあいと活力のあるまち」【地域と経済】 1 コミュニティネットワークについての意見	町田委員 (審議会資料91)
		前期基本計画一章・三章への意見	玉山委員 (審議会資料92)
		基本計画各論(2章、3章)に関する意見と質問	三橋委員 (審議会資料93)
第9回 (2月14日)		基本計画各論(4章)、計画の推進に関する意見と質問	三橋委員 (審議会資料98)
		計画の推進説明資料推進の訂正提案	淡路委員 (審議会資料99)
第10回 (2月27日)	22	第4次基本構想・前期基本計画(素案)に係る成果・活動指標及び主な事業の再検討結果	当日配付資料
		基本計画各論に関する修正後の意見	三橋委員 (審議会資料106)
	23	「成果・活動指標」「主な事業」と「重点政策」「将来像」	当日配付資料 三橋委員
	24	市民フォーラムチラシ案	当日配付資料
	25	市民フォーラム事前アンケート案	当日配付資料
第11回 (3月5日)		青年の市民参加を推進するための提言	審議会資料107
		保育関係再修正	三橋委員 (審議会資料108)
		基本計画への意見	玉山委員 (審議会資料109)
		基本計画について(補足意見)	鮎川委員 (審議会資料110)
	26	重点プロジェクト(素案)	当日配付資料
	27	現況と課題(素案)修正案	当日配付資料
第12回 (3月19日)	28	市民フォーラム事前アンケート集計結果	当日配布資料
	29	市民フォーラムの論点について(案)	当日配付資料 三橋委員
		第4次基本構想・前期基本計画(素案)中間報告	当日配付資料
		市民フォーラム説明資料	当日配布資料

第13回 (4月10日)		無作為抽出方式による市民参加の推進について	町田委員 (審議会資料118)
		基本構想の修正について	三橋委員 (審議会資料119)
		基本計画への意見	三橋委員 (審議会資料120)
	30	市民フォーラムにおける市民からの質問・意見の取扱いについて	当日配付資料
第14回 (4月17日)	31	基本構想・前期基本計画（案）について	当日配付資料 鴨下輝秋
	32	4月17日開催の起草委員会への提案	当日配付資料 淡路委員
	33	市民フォーラムにおける市民からの質問・意見の取扱いについて	当日配付資料
	34	第1部第2章 3 財政計画（案）	当日配付資料
	35	脚注の作成について	当日配付資料
	36	計画書の愛称募集について	当日配付資料
	37	市報5月15日号記事のイメージについて	当日配付資料
第15回 (6月12日)	38	第4次基本構想・前期基本計画に関するパブリックコメントの結果について（案）	当日配付資料
	39	第4次基本構想・前期基本計画の計画書に係る愛称募集について	当日配付資料
	40	答申書案	当日配付資料
	41	長期総合計画（案）の答申に当たって	当日配付資料
	42	審議会への提言	当日配付資料 五十嵐委員
	43	提言の骨子（案）について	当日配付資料 三橋委員
第16回 (6月19日)	44	第4次基本構想・前期基本計画の計画書に係る愛称募集について（一次審査結果）	当日配付資料
	45	第4次基本構想・前期基本計画に関するパブリックコメントの結果について（案）	当日配付資料
	46	長期総合計画（案）の答申に当たって	当日配付資料 三橋委員
	47	付録資料（案）	当日配付資料
	48	長期総合計画の策定・実行・評価等への提言	当日配付資料 (三橋委員)

第4次基本構想・前期基本計画の計画書に係る愛称募集について

	受付方法	愛称	意味	番号
市民フォーラム		こがねい暮らし快適化計画		
市民フォーラム		小金井市民だよ！全員集合		
起草委員会		あしたをめざす 小金井プラン		
起草委員会		わたしたちの小金井みらいプラン		
5月13日	持参	猿猴捉月	身の程知らずが、その結果、身を滅ぼすことのたとえ。欲を出して前後をわきまえず、無謀な行動を取って大失敗すること。「猿猴」はサル。「捉月」は月を捕らえる意。	1
5月17日	メール	はばたき	はばたくこと。「鳥の一」「未来への一」	2
5月17日	手紙	緑と個性尊重・ほめたたえ合う		3
5月19日	メール	みんなでしあわせ小金井プラン		4
5月19日	手紙	みんなが主役小金井市（シ）アター	家族みんなでワイワイしながら考えました。	5
5月26日	メール	わたしたちの小金井みらいプラン		6
5月28日	手紙	萌えろ萌えろ市民フォーラム2010		7
	同上	市民ニーズを綴る		8
	同上	フラワーフォーラム2010		9
	同上	未来につなげる市民ニーズ		10
	同上	武蔵小（ムサコ）フォーラム2010		11
5月31日	手紙	スクスクこきんちゃん日記		12
5月31日	メール	ゆめみらい計画		13
6月1日	メール	かがやく！こがねい未来プラン		14
6月1日	FAX	こきんちゃん小学三年生になりました		15
6月1日	FAX	生涯・安心・私たちの生活のきずなを結ぼう	「しあわせ」をテーマに し：生涯（しょうがい） あ：安心（あんしん） わ：私たちの（わたしたちの） せ：生活のきずなを結ぼう（せいかつのきずなをむすぼう） 構想の主体を「私たち」、目的を「しあわせ」とし、「参加と協働」の主旨を考慮して、愛称を文面のスタート文字の一字を”しあわせ”に結ぶように作成。	16
6月1日	メール	みんなで創ろう みらいの小金井		17
	同上	みんなで築こう みらいの小金井		18
6月1日	持参	つばさ ～明日の小金井へ～		19
	同上	新たな小金井市へ 出発！		20
	同上	悟りの書		21
	同上	小金井の未来ヘイッテQ		22
	同上	たんぽぽ		23
	同上	てんとうむし		24
	同上	四葉のクローバー		25
	同上	永久（とわ）にともに		26
	同上	明日にキラメケ！		27
6月1日	持参	こがねいゴールデンプラン		28
	同上	こがねいスマイルプラン		29
	同上	こがねいリバイバルプラン（再生計画）		30
	同上	こがねい住みよいまちづくりプラン		31
	同上	きらりと輝く こがねい協創プラン		32
	同上	オンリーワンこがねい協創プラン		33
	同上	ときめき小金井プラン		34
6月1日	持参	桜・咲・夢プラン（通称：サクサクプラン）	①「小金井市」の基本構想であることがわかる ②簡単なフレーズでおぼえやすい ③略称などがあるとより親しみやすい…これらの条件から、単語をつなぎ合わせてみました。	35

第4次基本構想・前期基本計画（案）に対する意見及び検討結果について

意見募集期間：平成22年5月2日から平成22年6月1日まで

意見提出数：66件・17人

※網掛けは、ご意見に基づいて第4次基本構想・前期基本計画（案）の変更を行ったもの。

No.	項目（頁）	意見	意見に対する回答結果
1	環境と都市基盤 1 みどりと水 (p. 50)	<p>将来像に「みどりが萌える」とあります。 緑の消失を地球規模で考えると、紙の生産のために密林がなぎ倒されています。</p> <p>日本レベルではパルプは外国に依存し、植林の山は・手入れのされていない・利用価値の少ない檜、杉が放置されています。</p> <p>植物は温暖化の原因のひとつの炭酸ガスを吸収し、酸素の放出をして我々が活かされています。</p> <p>ところで、私も6年間で都立公園、市立公園（ボランティア）、高齢者農園などの経験をし、緑を育ててきました。市内の農地を観察していくと、「白杭」の立っていた農地＝梅林、竹林、などがまだマンションや小規模開発（100㎡以下）の住宅街に代わって行ってしまいます。市としては農業者を辞めるように説いている部署もあるようです。</p> <p>農業耕作人の高齢化、死亡での相続税徴収のため土地を売却、そして住宅にならざるをえない方向が多いと考えられます。小金井公園近くは、現金より現物納付させ公園の拡大を図っています。</p> <p>また、東京への通勤の立地条件の良い小金井市に若い世代を集め、都心で仕事をさせ、マイホームや地元での消費で潤っていくことを考えているように見られます。</p> <p>どんどん、みどりが無くなっていきます。市民農園や高齢者農園開発に力を入れるべきではないでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、市内のみどり、特に農地の減少は大きな課題であり、市民農園などとして活用することが必要だと考えて、長期計画審議会でも検討を重ねてきました。</p> <p>このため、本計画案では、みどりの保全・創出を「みどりと環境プロジェクト」として重点プロジェクトとしています。</p>
2	地域と経済 6 農業 (p. 91)	<p>（この項目の意見内容は上記の意見と重複する部分が多いと見受けられます。詳細な内容は上記の意見欄を参照してください。）</p>	<p>市民農園・高齢者農園については、面積等の要件がありますが、p.90のとおり、市民農園・体験農園の面積拡充について、成果・活動指標として推進するものとしています。</p>

<p>3</p>	<p>環境と都市基盤 2 地域環境衛生 (p. 56)</p>	<p>施策名：第4次基本構想・前期基本計画（案）「ごみ処理問題」（重点プロジェクトの1）</p> <p>1. 5月15日に東センターで開催された「説明会」において、新ごみ処理施設建設場所を二枚橋焼却場用地に[行政]「決定」したとの意味合いにつき活発な意見交換が行われた結果、結論として、その「決定」とは「案」（市当局による方針の決定）に過ぎず、何等法的効力を有するものではない、従って、その変更も有り得る。との点につき、稲葉市長以下、市当局からの出席者を含め、「説明会」の全出席者の間で認識を共有することが可能となったこととはご承知の通りであります。</p> <p>2. ところで、第4次基本構想・前期基本計画（案）によりますと、[遅まきながら]今後小金井市としても市民のニーズ（意見）を基礎に全ての施策を行う旨明示（明言）されています。</p> <p>3. ついては、上記1の新たな状況を踏まえ、市全体にとって現在最も重要案件である新ごみ処理施設問題に関しても、今後上記2の基本方針、即ち市民との密接なる真の対話をベースとして事が進められることを強く求めます（またそうすることが民主主義の下で、市民に対する奉仕者－Public Servant－であるべき市当局の採るべき態度・義務であると考えます）。</p> <p>ごみ処理問題でこれ以上市民をがっかりさせない（怒らせない）様、何卒よろしく願いいたします。</p>	<p>ごみ対策については、p.54のとおり、市民生活を支える基礎的な市民サービスであり、市民が市政の臨む最重要項目であると認識しています。</p> <p>このため、第4次基本構想（案）では、「参加と協働によるまちづくり」をまちづくりの基本姿勢とし、p.56のとおり、新ごみ処理施設の建設に当たり、市民の皆さんと協働して推進することを盛り込んでいます。</p>
<p>4</p>	<p>福祉と健康 3 子ども家庭福祉 (p. 128)</p>	<p>今、子育てしているママたちは、必ずといっていいほど孤独を体験しています。私も産後3ヶ月間、ほとんど誰とも話す機会のない毎日を過ごしました。主人は朝から夜遅くまで会社だし、それまで仕事をしていたため、小金井に長く住んでいても周りにはちょっと話ができる知人さえいませんでした。初めてのことばかりの育児で疲れ果てても助けてくれる当てもなく、不安がつつとネットで情報を得るものの、多すぎる情報に翻弄されます。不安をつのらせ自信を失う、というよりも「自分だけが何もうまくできないダメな母親だ」、と追い詰められることの繰り返しでした。私が特別ではなく、それが多くの初産ママの現実です。</p> <p>最近「ホームスタート」というのを知りました。あの孤独な時期に、専門家のアドバイスや指導ではなく、ただ寄り添って共感して話を聴いてくれる人が身近にいてくれたら、どれだけ救われたかと思います。多くのママが「虐待するかも」という思いに駆られたり、実際虐待してしまうまで追い詰められることがどれだけ減ることか！！と思います。</p> <p>昔と違って、隣近所のつながりが希薄なこの時代、「ホームスタート」のような、街の中で暮らす人たちがそれぞれのできる範囲で助け合えるシステムが</p>	<p>子ども家庭支援については、p.125のとおり、強く改善が求められていると考えています。</p> <p>市ではこの間、「こんにちは赤ちゃん事業」及び「養育支援家庭訪問事業」を開始したところですが、「ホームスタート制度」は無償ボランティアが保護者の話を傾聴し、協働による「家庭訪問型子育て支援」として、虐待を未然に防止するためにも有効であると考えており、実施している自治体の例を参考に、研究課題としたいとのことでした。</p> <p>「ホームスタート制度」は、極めて市民協働的な制度・事業であり、主体となるNPO等と市双方に協働の仕組みが整って初めて推進できるものと考えられます。このため、本計画案に具体的に明記するのは現時点では難しい状況ですが、p.128の「地域との連携強化」について、ご指摘を踏まえて、ボランティアの活用等を踏まえた内容に改めま</p>

		<p>できれば、街全体の活性化にもつながるのではないかと、それを見た子供たちは、人に対する優しさをはぐくんでいけるのではないかと、思います。</p> <p>小金井は治安も環境もよく、小さな市であるぶん小回りもきくと思います。ハード面ではなく、ソフト面で、血の通った、他市にも胸をはれるようなシステムを作るのは十分可能だと思います。ぜひとも民意に誠実な市政をよろしくをお願いします。</p>	す。
5	<p>福祉と健康 3 子ども家庭福祉 (p. 128)</p>	<p>青少年に対する施策の充実を望みます。青少年（中・高生）の居場所（学校、家庭以外の心の拠りどころも含めた居場所）づくりの必要性があると思われませんが、青少年に関しての施策は、p.106 に青少年グループの支援、P127 に青少年のスポーツ活動や音楽活動の場の確保、p.128 地域環境づくり、青少年の健全育成活動に対する支援があるくらいです。スポーツや音楽など打ち込めるものを持たない青少年の居場所づくりこそ必要だと思います。（児童館に、青少年が悩みを打ち明けたり、本音でふつかり合える職員を配置するなど。）</p>	<p>青少年の居場所づくりについては、公民館やスポーツ活動が中心となっておるのは、ご指摘のとおりだと考えられます。</p> <p>ただ、今後は、青少年自身を含めた市民の「参加と協働」により、青少年の居場所づくりが行われることが大切であり、p.128 のとおり、NPOや市民団体などの支援が重要であると考えています。</p>
6	<p>文化と教育 5 学校教育 (p. 112)</p>	<p>「学校での平和教育の充実」を施策の中に入れることを強く望みます。</p> <p>今、核廃絶を願う動きが全世界に広がっています。今月ニューヨークで、核不拡散条約再検討会議の前に開かれた核廃絶を訴えるイベントには、世界中から1万人もの人々が集まり、日本からも1,500人が参加したそうです。その中には、高齢の被爆者の方々が何人もおられたそうで、「参加はおそらく今回が最後」と命がけで行動されていたそうです。被爆国日本がなすべきこと、それは核兵器の恐ろしさを世界中の人々に伝えることです。そのことは被爆者や一部の人たちだけでなく日本人全体が取り組むべき使命と言っても過言ではないと思います。戦後60年以上経過し、国内でも、戦争や核被害の記憶は確実に風化しつつあります。今こそ私たち大人は、子ども達に伝える努力をしていかなければと思います。なによりも学校教育の中で、全ての子ども達にしっかり学んでほしいと思います。</p>	<p>現行計画では、平和に関する施策が明確に位置付けられていませんでしたが、本計画案で平和に関する意識啓発や教育は重要と考え、新しく施策として位置付けました。</p> <p>本市の学校では、国際社会の平和と発展に貢献することは、しっかりと指導しており、むしろ、青年層を含む市民全体で平和に関する意識啓発が必要であると考えられます。</p>
7	<p>重点プロジェクト ⑥きずなを結ぶまちづくりプロジェクト (p. 39)</p>	<p>重点プロジェクトで「駅周辺を中心としたまちづくり」を柱として掲げた時点で、それぞれの地域にある地域住民の居場所が二の次にされてしまう不安を覚えます。市民交流センターの名前がざっと数えただけでも8回もでてきます。偏りすぎてはいないでしょうか。これからも増え続ける高齢者にとって大切なのは、身近な場所です。市内各所に魅力ある地域居場所をつくることも重点として取り上げてほしいものです。</p>	<p>本計画案でも、それぞれの地域における活動拠点・居場所づくりが求められているとの考えから、p.74 のとおり、(仮称)貫井北町地域センターの整備を掲げ、地域拠点の空白地域となっている市西北部での拠点づくりを明確化しているところです。</p> <p><u>重点プロジェクトとしては、地域のきずなをつくる拠点施設ですので、「きずなを結ぶまちづくりプロジェクト」に、(仮称)貫井北町地域センターの整備を盛り込んでいます。</u></p>

8	基本構想 6 施策の大綱 ③文化と教育 (p. 18)	<p>文化財センターに関しては p.101 に 1 か所だけ書かれています。文化財センターはご存知の通り、下村湖人が青年たちの育成にかかわる傍ら名作小説「次郎物語」を執筆した所として知られています。当時の面影を残す空林荘が残っており、市の史跡にも指定されています。歴史的にも価値のある、魅力的な場所ですが、宝の持ち腐れのような状況です。下村湖人を知っている若者はほとんどいないのではないのでしょうか。伝えることをしなくなったからではないかと思います。大切にしようとする施策がなかったからだだと思います。今回の 1 文で大丈夫でしょうか。</p> <p>南のはけの森美術館、北には俗恩館公園文化財センターを文化の拠点として位置付けてほしいと思います。</p> <p>p.18 の「文化・芸術」の 3 行目はけの森美術館に並べて文化財センターを是非入れてください。</p>	<p>ご指摘のとおり、文化財センターは歴史的な価値のある、魅力的な場所であり、より一層の活用が求められていると考えています。</p> <p>ただ、はけの森美術館と文化財センターでは、設立の目的・経過に違いもあり、それぞれの施設の特性を生かしながら、活用を図っていく必要があると考えています。<u>当該部分は、芸術文化事業に係っており、文化財センターを入れるのは適当ではないと考えられます。</u></p>
9	環境と都市基盤 道路・河川 (p. 71)	<p>仙川に水を流すことには賛成です。ただし、小金井市の財政事情が許せばです。p.71 に東京都に要望するとありますが、都の川でも、実際取水し親水公園として整備するのは小金井市になるのではないのでしょうか。武蔵野市では仙川リメイク作戦を大変な費用をかけておこなっています。都に要望するだけでは実現が難しいではありませんか。</p> <p>用水路の復活に関しては、隣接する住民の考えを尊重すべきと思います。造られた当時の生活用水確保の目的はなくなりました。風景だけのためでしたら、財政難を中あえてやる必要はないと思うのですが。</p>	<p>仙川の管理は東京都の管轄であり、親水空間の整備も含めて、東京都へ要望の上で、市としても協力・推進することと考えています。</p> <p>このため、本計画案としては、ご指摘のとおり、市単独で具体的に取り組むことは現時点では予定していません。</p>
10	文化と教育 2 人権・平和・男女共同参画 (p. 103)	<p>・ワークライフバランスの推進活動として遅々として進まない男性の育児休暇取得の促進に関しての啓蒙・支援を行って欲しい p.103 にある【新】ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向け、その普及・啓発を行います。・心身ともに健康で安定した生活がおくれるよう健康に対する正しい知識の普及、情報提供を推進します。・社会的・経済的に配慮を必要とする家庭などへの生活安定と自立への援助を充実します。【追加希望】・男性の育児参画促進など育児と仕事の両立に向けた支援を行いますこの育児休暇を男性が取得できない問題として、既存社会の考え方（男性が働く）や収入差がある場合の世帯収入減などが背景として考えられます。女性の育児休暇取得率は増えましたが、男性はほとんど横ばいです。今回の基本構想に書かれたこの新しい文言は、ここに自治体からメスを入れる画期的提言であると期待したいです。</p>	<p>ご指摘のとおり、ワーク・ライフ・バランスの推進のためには、男性の育児や家事などへの参加促進などが必要であると考えられます。また、これまでも市では『かたらい』などで啓発を行ってきたことでした。ご指摘を踏まえて、男性の家事・育児への参加促進など育児と仕事の両立に向けた支援について、取組を追加します。</p>

11	<p>重点プロジェクト</p> <p>⑥きずなを結ぶまちづくりプロジェクト</p> <p>(p. 39)</p>	<p>「第4次基本構想・前期基本計画」捨てがたい項目ばかりです。併せて住家母国の幸せと団欒の一家</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本計画案は、第4次基本構想(案)を受けて「市民のしあわせの増進」を目的とするものです。ご指摘のとおり、地域や家族の団らん、つまり、「きずな」が大切であるとの認識に立ち、<u>重点プロジェクト</u>としています。</p>
12	<p>福祉と健康</p> <p>3 子ども家庭福祉</p> <p>(p. 128)</p>	<p>子どもたちがのびのびと育ち、だれもが安心して暮らせるまち作りに関して。</p> <p>現在の小金井市の子育てをめぐる環境、中でも、学童保育に関して言えば、現行ではたいへん質の高い保育が行われていると感じています。それは、指導員の質の高さで、これは、全国にも誇れる小金井市のすばらしいことのひとつではないでしょうか。学童保育は、学校と家庭の中間に位置するもの。小金井の学童保育は、先人方の努力のかいあって、集団でありながらも、個を大事にし、安心して過ごせるものになっています。つまり、親も安心して働きに出ることができているのです。</p> <p>もし、これが安心できない保育が行われ、単なる場所と安全確保に過ぎなければ、子どもの育ちもなければ、親が安心して働くことも出来ません。また、近年は、不況の影響もあってか、母親が外で働く割合が明らかに増え、学童保育へのニーズが高まっています。これは、入所数の増加に表れています。</p> <p>ところが、学童保育は民営化が進んでいると聞きます。そもそも、学童保育は収益のあがる事業では無いと思われません。勤務時間を越えた、親との面談、子ども達のエネルギーと親の不安や相談を引き受ける学童指導員の仕事が民間にそのまま引き継がれるとは思われません。収益があがらない事業だからこそ、市で直接運営して欲しいと考えます。</p> <p>学童保育を通じて、地域のたくさんの人が繋がっています。学童指導員の質の高い学童運営が、学校だけでは繋がることの出来ない父親同士のつながり、家族単位での繋がりを作っています。そして、学童を卒所してからも脈々と続くのが小金井の学童の実態です。子育て時代が終わっても、このつながりは地域に残るものです。</p> <p>子どもがそだち、地域につながりが生まれ、安心して小金井で暮らせる為にも、ぜひ、学童保育所指導員の質の高さを維持できるよう、現行のままで学童保育所の運営を希望します。</p>	<p>子ども家庭支援は市の重要なテーマであると考えており、「子育て・子育て支援プロジェクト」を重点プロジェクトに位置付けています。</p> <p>学童保育所については、現行計画に比べ、本計画案では、p.128 のとおり、定員の増加や利用時間の延長、安心など踏み込んだものとしています。</p> <p>直営か民間委託か運営方法については、p.139 のとおり、十分な関係者との協議を前提に、行財政改革又は個々の事業の進め方の中で選択されるものだと考えますが、本計画案を踏まえて、学童保育サービスの向上が図られることが前提となります。サービス水準が低下する場合は、市として取り組むべきでないと考えます。</p>

13	文化と教育 5 学校教育 (p. 112)	<p>P.112 (2)特別支援教育の充実 できれば、「拡充」としていただいて、具体的に、「通級・固定学級の増設」、「副担任、もしくは研修を受けた理解のあるボランティアなどの補助員の配置」、「放課後や決まった時間に空き教室で勉強をみてもらえるような体制作り」等を取組として検討いただけませんか？ 特に中学校の通級学級は、1クラス9人の定員維持がなされており、小学校の通級児童数が両通級をあわせて44名ということを見ると、十分とは言えないと思われます。 また、学級に3～4%いるといわれている発達障害の生徒は、わかりにくさの中で必死に過ごしています。学級に、もう一人副担任もしくは、理解のあるボランティアなどの補助要員がつくことは、発達障害のある生徒以外にもプラスになることがあります。同じように、少しのつまずきや、自信のなさから投げやりになっている生徒も、フォローに回る補助員が、ほんの少しやり方をわかりやすく説明するだけでやる気を起こすこともあります。</p>	<p>特別支援教育については、市として特別支援ネットワーク協議会を設置して保護者・関係機関等と意見交換をし、連携して推進していく体制をつくっています。 本計画案では、引き続き特別支援教育の充実を図る必要があるとしていますが、総合計画であるため、具体的にはこれを踏まえて、教育振興基本計画及び毎年の取組の中で必要な充実が図られるべきであると考えています。</p>
14	文化と教育 6 幼児教育 (p. 116)	<p>P.116 2 幼児教育の充実取組の中に、入園後、疑いが出た場合の相談と支援の場として、小学校入学前の子どものための、特別支援学級（通級制）のような場を作る、というようなことも検討いただければと思います。</p>	<p>現在、市立の幼稚園がない中で、ご提案のような特別支援学級をつくることは難しいと考えられます。 P.126 のとおり、発達支援センターを整備することとしており、その中で対応が取れるようにすべきであると考えています。</p>
15	福祉と健康 3 子ども家庭福祉 (p. 126)	<p>P.126 ・「のびゆく子どもプランの達成率」に関して 「のびゆく子どもプラン小金井（後期）」は平成22年～26年の小金井市次世代育成支援後期行動計画なのですが、この小金井市長期総合計画の中で平成27年での目標達成率が「80%」になっているのは何故でしょうか？</p>	<p>成果・活動指標は、統一して現状値を平成22年、目標値を平成27年としています。計画期間とのずれのため、分かりにくくて恐縮ですが、この場合、「のびゆく子どもプラン」の計画終了年度である平成26年度時点で80%達成される必要があると考えられます。 なお、後期基本計画に向けて、諸計画の計画期間を基本計画に一致させていく必要があると考えられます。</p>
16	福祉と健康 3 子ども家庭福祉 (p. 126)	<p>・「発達支援センター」に関して 「発達支援センター」が長期行動計画の中に盛り込まれたことが、とても嬉しいです。本当にありがとうございます。 ただ、『成果・活動指標』の中で、「発達支援センターの整備状況」が平成27年に「1」となっていますが、この「1」の意味は「開設」と捉えてよろしいのでしょうか？『主要事業』の中では平成27年に「開設」となってお</p>	<p>ご指摘の成果・活動指標「発達支援センターの整備状況」は、整備施設数を現在のゼロから1施設にするという目標値となっています。 主要事業の方で、「推進」のままとなっているのは、この5年間で整備を図るけれども、計画策定の現時点では場所等も不明のため、どの時点で「整備</p>

		らず、「推進」のままになっています。「検討」の後は、「推進」ではなく、「整備」、その後「開設」に移れないのでしょうか？ 特に小さな子どもの一年はとても大きいです。少しでも多くの困難を抱える親子の支えの場となるように、早期の開設をお願いいたします。 また、この長期総合計画の中には、「特別支援ネットワーク協議会の活用」ということが、どこにも入っていませんが、何故でしょうか？この協議会は、当事者の保護者も参加する、画期的で、とても素晴らしい場と思います。十分な活用と、幅広い意見が集まるように、特別支援学級（固定級・通級）及び特別支援学校の保護者への周知をお願いしたいです。	(工事)なのか明確にできないため、「推進」としているものです。実施計画の中で明確化を図り、前期基本計画の計画年度内に整備を図るものです。
17	文化と教育 5 学校教育 (p. 112)		<u>市によると、特別支援ネットワーク協議会は学校教育・福祉・健康・雇用等も含めて話し合う場とのことであり、審議会も重要であると考えます。</u> <u>p.112 のとおり、特別支援教育の取組では、学校教育分野以外も含めた連携等については触れられていないので、ご意見を踏まえて、修正します。</u>
18	文化と教育 3 生涯学習 (p. 105)	P.105 ①中央図書館の整備 平成23年—27年度 空白の状態は大変残念です。(P18 豊かな人間性と次世代の夢をはぐくむまちには、早急な対策が求められています。とあります。)	審議会では、図書館については非常に市民ニーズが高く、前期基本計画の中で整備を図るべきものであると議論してきました。 p.105 の主な事業「中央図書館の整備」が「検討(調整中)」となっているのは、パブリックコメントの時点で「整備」(工事)の時期等の明確化ができなかったためです。計画策定までに時期を明確化するのには困難だと考えられますが、「推進」とし、平成27年度までの整備を基本として、実施計画の中で具体化していくものとします。
19	文化と教育 3 生涯学習 (p. 105)	②貫井北町地域センターの図書館は分室とありますが、分館として位置づけてください。	図書館については、本館にかわる中央図書館を整備しつつ、地域ごとに地域センターに併設する分室を整備する計画となっており、現在、東分室と緑分室が開設されています。 (仮称)貫井北町地域センターについても、地域活動の拠点として公民館機能が主となるものであり、図書館は分室という位置付けとなります。
20	計画の推進 1 市民参加・市民協働 (p. 139)	1「第3部 計画の推進」について ・「市民参加」はすでに古いと思います。少なくとも「市民参画」が求められていると考えています。委員会や審議会における公募枠を広げるだけでなく、より早い段階からの市民意見の聴取、反映による、市民主導型の立案、施策の遂行に向け段階的にシフトしていくことが求められます。 ・将来的には市民自治も視野に入れた基本構想を目指していく必要があると思います。 ・また、「市民参加」と「市民協働」の位置づけ、ことばの境界があいまいでわかりにくいものになっています。	本市では市民参加条例を制定して市民参加を押し進めており、より一般的に理解される概念として「参加」の語を使っています。「参画」には、ご指摘のとおり、より早い計画段階からの参加という意味合いがありますが、本計画案における「参加」は、p.3 のとおり、「市の政策立案、実施、及びその評価に、広く市民の意見を反映させるため、市民が市政に参加すること」としています。 「参加」と「協働」の違いについては、p.3 の注

		→提案として、 ・今後市が取り組む施策、事業などは市民と行政の徹底した協働により進めます。 ・その手法として、早い段階からの情報・意見の交換、市民参画に取り組みます。	記のとおり、「参加」は「市民が市政に参加すること」を、「協働」は「対等の立場で連携協力して、市民生活を充実させること」と整理しています。
21	計画の推進 1 市民参加・市民協働 (p. 138)	2 P.138 「市民参加・市民協議」の主な取り組みについて・「市民ニーズを的確に把握」するにとどまらず、行政職員と市民が膝をつき合わせて話し合っていくような場、環境をつくっていくことが重要であり、そのような取り組みの積み重ねが「協働」の促進につながり、結果的に市民ニーズの把握、行政情報の提供につながっていきます。	ご指摘のとおり、市職員と市民が膝を突き合わせて話し合う場が「参加と協働」のために不可欠であると、審議会でも議論してきました。 このため、審議会では、市と厳しいやりとりをしながら本計画案をまとめるとともに、市民フォーラム等の機会を作ってきたところです。 併せて、p.139 のとおり、市民サービスの在り方や地域の課題解決について、関係者や市民との協議を明確化しています。
22	計画の推進 1 市民参加・市民協働 (p. 139)	3 P.139 4-(2) 「市民団体・NPO・企業・大学などとの協働推進」について ・「市民協働研修」などのプログラムは市民を交えて行うことを提案します。 「協働」は未だに市民にも浸透しているとは言えず、市民と行政職員との垣根を下げていくために同じ空間で話し合っていく機会、場を設けていくことが有効だと考えます。	市民協働を推進する上で、素晴らしいご提案だと考えます。 本計画案は、総合計画であるため、研修の詳細まで記載することは適当でないと考えられますが、計画している(仮称)市民協働支援センターの活用等により、ご提案のような実践的な研修が行われることが重要であると考えます。
23	重点プロジェクト ⑥きずなを結ぶまちづくりプロジェクト (p. 39)	重点政策、「まちなにぎわい創出プロジェクト」について ・駅周辺の一極集中型のまちづくりから機能分散型のまちづくりへ 2008年のデータブックからも、駅から離れた前原町の1,2丁目の地域などで高齢化率が高く、特に国分寺崖線を東西に抱えているため、坂を登ってまちを往来するのは高齢者にとって、負担の大きなことです。「買い物難民」といわれる高齢者が増える中、生活に必要な商店をはじめ、医療や福祉サービスなどの機能を地域に分散し、地域のコミュニティを再生することで、「まちなにぎわい」を創出する視点も計画に導入すべきです。 駅周辺に偏った整備は、高齢者や障害者を疎外することにもつながります。 この計画ではまちづくりは、「駅周辺」に特化し、「一極集中型」に偏った構想となっています。 具体的には「目指すべき姿」の項目に「生活に必要な機能やサービス(商店・医療関連施設・福祉関連施設・公民館・図書館・教育など)を分散整備し、地域ごとに特色のあるコミュニティが生まれるまちをつくる」を盛り込	本計画案でも、それぞれの地域における拠点づくりが求められているとの考えから、p.74 のとおり、(仮称)貫井北町地域センターの整備を掲げ、地域拠点の空白地域となっている市西北部での拠点づくりを明確化しているところです。また、歩いて暮らせるまちづくりに向けた商店街やCoCoバスの充実を、「商業」「道路・河川」の施策として盛り込んでいます。 ご指摘を踏まえて、重点プロジェクト「まちなにぎわい創出プロジェクト」に、(仮称)貫井北町地域センターの整備等、地域における拠点整備についても追加するよう修正します。

		んで欲しいと思います。	
24	計画の推進 1 市民参加・市民協働 (p. 139)	市民参加条例が小金井市にも策定されました。しかし、市民の意見は取り上げられますが、決定に至るまでのプロセスが不透明で、最終的には庁内検討委員会で決定される事がほとんどです。計画段階からの情報公開と決定に至るまでの市民参加が保証されることを明記すべきです。	「参加と協働」を推進していくことが、不可欠であると審議会でも考えています。 このため、市民ニーズを起点として、計画から実施、評価まで幅広い市民の参加によって推進され、その過程が公開されることが必要であると考えています。ただ、決定については最終的には、選挙で選ばれた市長又は市議会の議決によって行われるものであると考えられます。
25	学校教育 6 幼児教育 (p. 116)	幼教育児について 小金井市内の北部の幼稚園の閉園が相次ぎ、定員比率が南に対して10%の割合と聞いています。小金井市こそ、幼保一元化に向けた取り組みを一刻も早く議論の対象とするべきではないでしょうか。このままでは、は市外へと流れていく子育て世代の世帯に歯止めをかけることはできません。	審議会においても、p.114のとおり、「幼児教育」の現況と課題はかなり厳しいものと考えており、幼保一元化についても議論となりました。 しかし、市内の幼稚園は全て私立であるため、市が幼保一元化を進めることはできず、幼稚園のニーズを踏まえた環境整備を支援するものであると考えています。
26	地域と経済 8 雇用 (p. 96)	雇用の創出について 職住接近によって、充実した子育てや働き方が実現できるのではないのでしょうか。そのためには市内に雇用の場をもっと増やすことが必要です。今後は、市も、行政の仕事や役割を市民に分担し、自立して事業を起こすことができるような支援策を明記して欲しいと思います。	p.95のとおり、職住の接近はワーク・ライフ・バランスの改善にかかわることであると考えています。市でも、こがねい仕事ネットを開設し、就労支援の充実を図ってきたところです。また、p.82のとおり、起業支援・経営支援を行っています。
27	地域と経済 6 農業 (p. 91)	原文は農業者に対する行政の産業支援として計画されているが、都市農業の持つ能力や課題を市民に明らかにする「市民参加、協働」的観点としての記載が弱い。例えば「農地の保全」は何を表すのか、市民は理解できないであろう。農業者に対する支援とともに市民、商業者に対する都市農業の実情を啓蒙することにより小金井市の農業が維持され则认为ます。	ご指摘のとおり、都市における農地の保全と農業振興のためには、市民農園の拡充、農業体験の場の増設、農家と市民との交流機会の拡大等市民その協力・協働が不可欠であり、市の農業振興計画においても「農業を通じた市民との協力」を柱の一つとしているところです。 P.17のとおり、農業の施策でも「市民やNPOなどと協力しながら」施策を進めることが大切であるとしています。
28	基本構想 6 施策の大綱 ②地域と経済 (p. 16)	検討点、修正点16ページ ②ふれあいと活力のあるまち（地域と経済） 囲みの下から3段目以後最後まで文は農業、消費生活、雇用の現状と課題を表すにはあまりにも簡単すぎる。「産地偽装問題などによる消費生活における安全・安心・・・」が農業の課題と読み間違い。雇用不安はひとつの文とされることが好ましい。	ご指摘を踏まえ、該当部分の文章を整理します。

29	基本構想 6 施策の大綱 ②地域と経済 (p. 17)	17ページ 農業 農地の保全とは何か。 「市民やNPO団体などと協力しながら」はどこまで掛かるのか。担い手の育成、認定認証農業者制度の推進に市民が関わることが出来るのか。 「農業情報発信拠点を整備し江戸東京野菜などを産業化に努める」成果・活動方針との関係は	農地の保全とは、市内で減少している 農地をこれ以上減少させないことです。 市民やNPOとの協力は、援農組織のシステム化などで行われるものと考えられます。ご指摘を踏まえ、文章を整理します。 農業情報発信拠点の整備は、農業振興計画で検討される施策ですが、本計画案としては、地元産農作物のブランド化と農産物直売所等の整備による地場産品の流通促進を柱とし、その中で農業情報の発信を進めていくという考え方ですので、それを踏まえた文章に整理します。
30	地域と経済 6 農業 (p. 91)	91ページ 最後に 「学校給食へ地場産農産物の供給を支援する。」を追加する。 東京都教育委員会の調査において、周辺の市においては学校給食へ地場産農産物の供給はほとんど100%実行されているが小金井市の現状は30%にすぎない。	ご指摘のとおり、学校給食での地場産品の利用及びその支援は重要なことです。現在でも一部取り組まれているとのこと。本市の農業は少量多品目生産であり、学校給食での利用については使用する全量を供給することはできない等の問題がありますが、農業として供給を支援していく必要を踏まえ、修正します。
31	基本構想 6 施策の大綱 ③文化と教育 (p. 19)	19ページ 学校教育 食育を追加 「子どもが元気な・・・」の基本構想で謳っている小金井市として人間形成、健全な体創りに必要な時期に「食育」を進めることは重要です。	食育については、ご指摘のとおり重要な取組であることから、 <u>p.21のとおり、健康・医療のところで位置付けています。</u> また、 <u>p.112のとおり、「児童生徒が望ましい食習慣を身に付けられるよう食育を推進します」として新たに盛り込んで</u> います。
32	文化と教育 5 学校教育 (p. 112)	112ページ {拡} 学校給食に地場産農産物を導入 を追加	「学校給食」においては、児童・生徒に対する食育全般の方向性を示すものとするため、p112のとおり、「児童生徒が望ましい食習慣を身に付けられるよう食育を推進します」としています。 ご指摘を踏まえ、「農業」において学校給食への地元農産物の供給支援を盛り込むよう修正しました。
33	文化と教育 2 人権・平和・男女共同参画	1、(案) 103頁 5行目「(仮称)男女平等推進センターの整備を検討します。」に関して 第3次基本構想後期計画においては、「センターの設置を検討します。」となっています。設置ではなく整備という言葉には、設置には至らなくても整	p.47のとおり、本計画案では用語を整理し、施設整備に関してはすべて「整備」としました。ですので、「設立」と「整備」に位置付けの違いはありません。

	(p. 102)	備すればよいというようなイメージが伴い、施策としては後退のように感じられます。ぜひ、設置に戻していただきたいと思います。	P.102「主な事業」で平成25年度から「推進」とし、計画期間中に何らかの整備に向けて確実な推進を図るもので、現行計画より踏み込んだ書き方であると考えています。
34	文化と教育 2 人権・平和・ 男女共同参画 (p. 103)	2、(案)103頁 に関して 第3次基本構想後期計画においては、男女共同参画の推進の中に、「(5)雇用の場における男女平等の実現」が入っています。今回それが削除されたのは、なぜでしょうか。 雇用においては男性の非正規雇用の問題がとりあげられていますが、性別役割分担意識はなくなり、男女格差もきわめて大きいままです。また、こんな時代だからこそ、女性だから非正規雇用でもいいでしょうと扱われる事もあるのが現実です。やはり(5)の項目は、入れていただきたいと思います。	本計画案では、施策の体系を整理し、読みやすいシンプルな基本計画とするため、類似の取組はできる限り1つの施策分野に整理をしています。 雇用における男女平等の問題は、ご指摘のとおり、課題であると考えていますが、p.96のとおり、雇用の拡大のための施策として整理しています。
35	文化と教育 2 人権・平和・ 男女共同参画 (p. 103)	3、(案)128頁 4行目「育児休業制度の充実や・・・」に関して 「少子化の原因にはワーク・ライフ・バランスなどの要因も絡み」(125頁9行目)と記してあるように、子育て期においては、働く女性への支援のみでなく、男性の働き方を変え、子育てに参加できるような施策を進めることが必要だと考えます。下記のような具体的な表現を加えていただきたいと思います。【拡】男女ともに積極的に子育てに参画し、母親も父親も家庭生活と両立できる働き方ができるように、育児休業制度の充実や事業所内の保育施設の併設、勤務時間や有給休暇への配慮など職場における子育て環境の整備を事業所に働きかけていきます。また、男性の育児休暇取得の促進などに関する啓蒙・支援を行ないます。	ご指摘のとおり、ワーク・ライフ・バランスの推進のためには、男性の育児や家事などへの参加促進などが必要であると考えられます。また、これまでも市ではホームページや情報誌『かたらい』などで啓蒙を行ってきました。 ご提案を参考に、 p.128「生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立」 において、男性の家事・育児への参加促進など育児と仕事の両立に向けた支援について、取組を追加します。
36	文化と教育 2 人権・平和・ 男女共同参画 (p. 102)	4、(案)102頁 下から4行目「・・・講演会などを開催します。」に関して 先にもふれたように、(仮称)男女平等推進センターがない小金井市におきましては、啓発事業の継続性が難しく、講演会なども単発で終了してしまいがちです。本来なら講座・講演会などの機会を通して学習し、男女に関わらず市民のエンパワーメントが構築できるような施策がなされなくてはなりません。したがって、「・・・講演会などを開催します。」でとどまらず、「・・・講演会などを開催し、市民のエンパワーメントを推進します」のように文言を付け加えていただきたいと思います。	自治という観点からも、市民へのエンパワーメントは重要であると考えています。ただ、ご指摘の中にあるとおり、それは男女に関わらず市民全体のことであると考えられます。 P.75及び139のとおり、この点は、対等性・自主性の尊重、相互理解、役割分担・責任の明確化などの市民協働の原則として盛り込んでいます。
37	文化と教育 2 人権・平和・	5、(案)103頁、(3)あらゆる分野への男女共同参画の推進 に関して 【新】で、審議会などへの男女比率に言及し、また次の項で女性の登用にも触れている事は、とてもよいことだと思います。しかし、これらは市民向	ご指摘のとおり、男女共同参画は、市の組織においても進められるべきと考えます。市としても推進できるよう努力しているところです。とのこと

	男女共同参画 (p. 103)	けのものなので、あらゆる場面という観点からも、市民だけではなく市の職員の管理職への登用にも触れていただければと思います。小金井市の職員割合は男女比率は平衡化が図られていると聞きます。それに対して管理職比はなかなか追いついていかないとも聞きます。昨今管理職になりたがらない風潮があるとは聞きますが、「市職員の管理職の男女比率の平衡化を図ります」のような内容を取り入れてください。	た。 ご提案を参考に、市職員の管理職の登用について、取組に含めるよう修正します。
38	文化と教育 2 人権・平和・ 男女共同参画 (p. 103)	6、(案) 103頁8行目、相談事業に関して 男女共同参画という、まだまだ女性を男性並みにするという感覚が強く残っているように思います。男性でも男女の性別役割分業意識に囚われて、生きづらい思いをしている場合もあることを理解し、例えば、男なんだから強くあるべきというような意識が強すぎて自分を追い込んだり、周りから追い込まれているような事例については対応が必要とされます。男女共同参画を女性に対する取り組みという捉え方をせず、男性に対しての施策でもあるということを示す事ができないのでしょうか。 具体的には、103頁8行目のあとに、「また、女性だけではなく男性においても社会的性別役割意識による心身の問題解決のための相談事業も充実させます。」として、DV相談をはじめとして、男女ともに相談できる体制を推進する方向性が明示されてもよいのではないかと思います。	ご指摘のとおり、男女共同参画は男女双方について取り組むべきことがあると考えます。市としてはDV相談等相談業務は、男性も対象として事業を進めているところです。ご諦観を参考に、「生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立」について、女性だけでなく男性についても取組対象とした書き方に修正します。
39	福祉と健康 3 子ども家庭 福祉 (p. 128)	7、(案) 128頁、最終行などに関して 男女共同参画の視点からは、地域で安心して子育て子育てができる環境の整備が欠かせません。保育・子育て支援などについては徐々に取り組みも進んできたように思いますが、中高生など青少年施策については、学校以外の地域での居場所づくりも含め取り組みが弱いように感じます。(男女平等推進審議会委員から具体的施策の提案がありましたので、参考のために末尾に転記しておきます。) また、性に関する問題やデートDVなどについても、男女共同参画の項目内だけではなく、子育て支援の中で自尊感情の育成や人権意識を培うことの必要性に触れるべきだと思います 128頁、最終行に「男女共同参画の視点からも、中高生・青少年の居場所づくりを推進し、性別に関わらず人権が尊重される社会づくりに努めます」のような文言を入れてほしいと考えます。 そしてその具体的施策として、105頁、下から7行目、「・・・(仮称)貫井北町地域センターに公民館・・・を整備します」の所に、「青少年センターなどを・・・」を追加してほしいと思います。	青少年の居場所づくりについては、公民館やスポーツ活動を中心とした取組に加え、今後は、青少年自身を含めた市民の「参加と協働」により、青少年の居場所づくりが行われることが大切であり、p.128のとおり、NPOや市民団体などの支援が重要であると考えています。このため、青少年センターについては検討していません。 ご指摘のとおり、性やデートDVなど青少年に対する取組が必要であると考えますが、本計画案では施策の体系に基づいて、類似の取組を整理しており、男女共同参画の取組として位置付けることでご理解ください。

40	基本構想 3 社会潮流と 小金井市の現状 (特徴と課題) (p. 8)	1. 8頁 C 子ども・高齢者・共生社会【特徴】元気な高齢者と充実した教育環境 2行目 「社会全体で子どもを支え…学力を誇っています。」学力だけでなく、部活動や少年野球や少年サッカー、剣道などで地域からの指導者が活躍している現状がある。東京都教育委員会の部活動推進振興基本計画「児童・生徒や学校関係者はもとより、保護者や地域関係者が、部活動は価値ある教育活動であることを再認識し、積極的に振興に努めていくことが大切である。」とあるように、小金井市教育委員会と協力し今後の推進課題としても「学力と体力」の向上を掲げて欲しい。	p.8 は基本構想において市の現状（主要な特徴と課題）を端的に述べた部分です。部活動やクラブ活動等が地域の方々のご協力を得て各学校で活発に取り組まれていることは大切であり、p.112 のとおり、各学校の特色ある教育活動の充実に当たると考えています。 なお、近隣市の基本計画においても、部活動と明記しての記述されていない状況となっています。
41	福祉と健康 3 子ども家庭 福祉 (p. 127)	18頁 ■人権・平和・男女共同参画■および21頁 ■子ども家庭福祉■ 子育て支援 子どもの権利に関する条例より、子どもの居場所の確保として以下を具体的な施策として提案。 ①球技ができる児童遊園 市内のほとんどの公園で球技は禁止。小学校中高学年の子ども達が遊べる場所が元気に体を使って遊べる場所が学区内にない。大きな声を出したと、公園の近くの住民から苦情が学校に寄せられ状態。同計画の「小金井市の将来像」で「世代間交流や地域全体で子どもを見守る施策」の点からも、学区内にひとつは高めのフェンスを設置し球技ができる児童遊園や、地域の方々の子どもへの理解促進のための施策を希望。	貴重なご提案ありがとうございました。審議会でも、子どもの居場所づくりは重要であるとして議論し、施策の体系の組み換え等を行ってきました。 ご提案は、かなり具体的な取組であり、毎年の予算の中で進められるべき事業であると考えられます。
42	福祉と健康 3 子ども家庭 福祉 (p. 127)	②小学校6年生までの利用可能な放課後の子どもの居場所 学童保育所に入っていない児童、または学童保育所に入っていた4年生以上の児童の居場所を。学童保育所は3年生までで4年生以上は一人で留守番になる。特に長期休暇中の小学生の留守番は保護者にとっては不安。親の有無職にかかわらず異年齢間と一緒に遊び、勉強できる居場所を。 参考例： 横浜市放課後キッズクラブ 1-6年生までの公私立、特別支援学校を含む児童、学校 日曜・祝日を除き、平日は7時まで。休暇中は8時半から7時 常勤指導員 2名、補助指導員 必要数 5時までは無料 5-7時 5,000円/月、800円/日（非課税世帯は2500円/月）	小学校6年生まで利用可能な放課後の子どもの居場所として、放課後子ども教室があります。 本計画案では、p.104・105 のとおり、実行委員会形式で拡充することとしています。実行委員会により、学校・地域の状況をいかしながら、家庭・学校・地域が一体となって取組みを進めることが大切であると考えています。 なお、審議会でも、子どもの居場所づくりは重要であると議論し、p.126 のとおり、「子ども家庭福祉」の施策体系の変更等を行いました。
43	福祉と健康 3 子ども家庭 福祉 (p. 127)	③中高校生が利用できる児童館 学校がない時間帯に友人と勉強したり、話し合ったり、ゲームをしたりする居場所がありません。市内の児童館は月一土の9-5時です。児童館の増設案とともに児童館の開館日時の検討をお願いします。 参考例： 杉並区に「ゆう杉並」児童青少年センター 「中・高校生世代が主役で、芸術や文化、スポーツなど自主的な活動を通し	市によると市内児童館4館のうち、1館で月2回20時まで、1館で毎週1回20時まで中高校生世代向けに開館しているとのことでした。利用状況を踏まえて事業の充実が図られることが大切だと考えています。 また、青少年の居場所づくりについては、今後は、

		て、いきいきと交流できる自由な居場所」をモットー。中高生の意見を反映して設置。職員は、研修やOJTで子どもたちの問題に寄り添うようにトレーニングされ、子どもとの信頼関係づくりに尽力。	青少年自身を含めた市民の「参加と協働」により、青少年の居場所づくりが行われることが大切であり、p.128 のとおり、NPOや市民団体などの支援が重要であると考えています。
44	福祉と健康 3 子ども家庭福祉 (p. 127)	3. 20頁 ■子ども家庭福祉■教育費援助制度の広報の回数の増加 経済的に困難な家庭へ、返済義務がない教育費を援助する制度があります。年度の初めに小金井市教育委員会から学校を通して案内がでますが、あまり周知されていない状況にあります。経済的事情が急変する場合もあるので、市報やその他広報手段を使って案内することを提案します。	市の施策については、広報活動等により、積極的にPRし、活用を図る必要があると考えています。 市によると、教育費援助制度については、市報、市HPでもお知らせし、学校をとおして直接各家庭にわたるようにしているとのことでした。
45	文化と教育 5 学校教育 (p. 113)	四つの柱と重点政策について、実際にどのように取り組んでいくのかわかりづらい。重点プログラムといえども予算配分によっては優先度が違う。横並びに書かれているので「どれもやります!」ととれる。どれも大事で必要なこととしている点は評価できるが、予算や計画がないのでそこに信頼性が感じられないのは残念。具体的な施策をみても商業の活性化や子ども施策はあまり実がなくなっていくのはわたしだけだろうか?それぞれの部署で重点プログラムについては、計画が出されていくのだろうがその施策が本当に必要なものなのか、見直しも必要。とくに子どもが伸び伸びと育つ場所として児童館、一館増設とあるが、このことが計画されたときと現在の状況は違う。子どもの遊びの変化に伴い、必要なのは外遊びに変わってきている。確かに子どもの居場所としての役割は高いが、施設型の居場所はどこも近隣トラブルや場所の狭さを抱え子どもがのびのびとはいかない。外遊びの担保が急務。学童も同様。さて、本当に質が担保されるのか?育つ環境にまで配慮したものでなければ 結局しわ寄せは子どもにいく。学校教育の部分でも「地域に開かれた」というところが重点施策に挙げられているが具体的でない。実情も各学校違ううえで目指すべき地域に開かれた小金井の学校像があるなら提示してほしい。また、とくにこのような子ども施設には市民参画の一つとして子ども参画があるといい。(もちろんいろんな場面で子ども参画があるべきだろうが) 子どもたちがここで育って良かった、大人になって住み続けたいと思うような市であってほしい。駅前に商業施設が立ち、高架になって利便性はよくなったが、地元の商店はどうなのだろうか?文化施設も駅前に立つとなると一か所で目的が済んでしまい、ぶらぶらと寄り道するような買い物はなかなかできない。小金井は自然が豊かで、近隣からのウォーキングや観光も多いと思う。歩きながら立ち寄れるような魅力的まちづくりが展開されると地元の商店も活気づくのではないかと思っていたが・・・とも	重点プロジェクトは、重点的かつ横断的な施策として、市の課題に対する計画の実行性を確保するために初めて設定しました。市の策定方針にある他、審議会としても計画の実行性を確保するために、設定を強く求めて実現したものです。一定の財政規模を伴うものは中期財政計画に位置付け、施策マネジメントにより推進するものとしています。 子育てにおける外遊びの場所の重要性や子どもの参画については、審議会でも提起され、議論を重ねてきました。施策の体系を変更して、p.127 のとおり、子育て支援の中で、子どもの権利が尊重される社会づくりと子どもの豊かな体験と仲間づくりの支援を位置付けています。外遊びの場所づくりについては、校庭開放等の更なる充実等、「参加と協働」により進められる必要があると考えています。 地域に開かれた学校について、「重点施策」に挙げられているが具体的でないとのことですが、重点プロジェクトとは位置付けていません。また、本計画案は総合計画であるため、やや抽象的な部分もありますが、地域に開かれた学校づくりを目指して、学校公開・学校運営連絡会・学校評価・ホームページにより、より良い学校づくりを推進し、施設を開放するとともに、学校が社会資源として地域にいかされるよう取組を進めることを明らかにしたものです。教育振興基本計画や学校経営方針等により具

		かく実効性のあるものにしていただくよう、よろしくお願いたします。	体化されるものです。 ご指摘の歩いて立ち寄れるような魅力的なまちづくりについて、本計画案では、p.84 のとおり商店街振興モデル地区と黄金井名物マップによって進めるとともに、p.86 のとおり、観光の中で市内の回遊を促進し、地域経済の活性化に取り組むものとしています。
46	環境と都市基盤 2 地域環境衛生 (p. 56)	<p>施策名「ごみの処理」(A02-06) 関連施策「環境社会の形成」(A02-05)、「環境にやさしい仕組みづくり」(A03-08)、「地球環境の負荷の軽減」(A03-09)</p> <p>基本構想では、文脈から読み取れば、10年後～30年後の未来も従来の「可燃ごみ」の焼却処理による処理施設を前提にした問題解決策の推進が基本政策となっている。最重要課題について、爆発的な技術進化の時代への対応として小金井市の積極的な姿勢を示し、下記の如く前向きな改善への意欲を標記されたい。『新しい処理方法についても積極的に検討して行く。』※小金井市の緊急課題として「可燃ごみ減量」策として、市民グループから出された「酵素分解によるHDMシステムの実証テスト」の陳情が党派を超え全議員により採択され、既に先月から市民と行政の協働による協議が始まっている。(第2回目の協議予定日=6月9日)※今のままでは「10～20年後にはガソリンを燃やして走る車は無くなる!」。現状のままでは、「みどり萌える環境都市小金井市の“負のシンボル”」としてごみ焼却施設は最後まで残ることになる。今日、バイオマス技術による新しい処理方法等が実用化され、既に、地方自治体でも採用が始まっている。近い将来にごみの焼却処理は、住民の反対等により施設建設場所の確保がいよいよ困難になり、大きな転換点を迎えている。一方、環境汚染ガスの排出や、ヒートアイランド現象と、処理施設の建設・維持・解体・撤去を含むライフサイクルCO₂の総排出量や、排出ガスの有毒物質を除去するための中和剤や吸収処理のための排出量を含めたCO₂の総量が焼却問題の問題点として再検討されている。将来も最も基本的なインフラとして、長期にわたり市民の住環境、自然環境に決定的な影響を及ぼす「ごみ処理施設」について、環境の変化に応じた「ごみの変種変量」に対応可能な処理方法の確立と、「ごみ処理施設建設場所選定問題」の新しい解決策の鍵になる可能性が期待されている。尚、将来の国分寺市との共同処理については、今後の両市による処理検討委員会の協議により決定される課題であり、今回の実証テストは「小金井市のごみの減量」を進めるための緊急策の一つである。</p>	<p>可燃ごみ処理施設の整備について、焼却処理による処理施設を前提としているのご指摘ですが、p.14 及び p.56 のとおり、「将来にわたり安全で安定的な可燃ごみ処理」を目指すものです。本計画案は総合計画であるため、具体的な処理方法は、処理施設建設についての計画づくりの中で検討され、決定されるべきものと考えます。</p>

47	計画の推進 2 行政経営 (p. 142)	<p>(3)「自律した行政経営の推進」(E27-28) 関連施策 (1)「更なる行政改革の推進」(E27-26) (2)「組織の活性化と人材の育成・活用」(E27-27)、「市民参加・市民協働」(E26)</p> <p>財政上の観点から考えれば、将来は多くの自治体でPFI方式による民間の「資金と経営管理」を活用した行政のサービス業務の委託、又は共同経営が進むと予測されます。</p> <p>PFIによる事業の推進については、「VALUE OF MONEY」の創出と、あらゆるリスクの発生を予測し、責任の明確化と、確実かつ安定した業務遂行能力を担保する詳細な協議と手続きが求められます。</p> <p>これらに対するノウハウについて事前の準備が、行政の責任として不可欠であり、今後の小金井市の対応能力が大型プロジェクトの合理化には必須の条件となると考えられます。</p> <p>長期総合計画に組み込むべき重要なテーマであり、人材育成とこれからの行政の業務管理向上に向けた対応を示すべきと考えます。</p> <p>ご検討を要請します。</p>	<p>ご指摘のとおり、今後はPFI等を活用した民間活力の導入が行政の高度化のために重要であると 考え、本計画案では、p.142のとおり、コスト意識 を持つ職員の育成とPFIなど民間活力の導入に による行政の高度化を位置付けています。</p> <p>本計画案は総合計画ですので、行財政改革大綱や 行政経営の中で具体化され、展開されるべきである と考えています。</p>
48	環境と都市基盤 2 地域環境衛 生 (p. 56)	<p>P.56 ①(4) 特に可燃ゴミの中の紙類の分別の徹底をよびかけて欲しい。生 ゴミについて、2中地域住民の学校施設利用の試みについては、どのように 評価されているのか知りたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、可燃ごみ中の雑紙の分別徹底が 更なるごみ減量のために重要であると、審議会でも 議論し、p.56のとおり、盛り込んだところです。第 二中学校における生ごみ減量・堆肥化の試みについ て、市よると地域の方々によるボランティアの取組 で大幅なごみ減量に繋がっており、高く評価される ものだとのことでした。審議会としても、こうした 「参加と協働」による取組が続けられ、広がってほ しいと期待しています。</p>
49	環境と都市基盤 2 地域環境衛 生 (p. 56)	<p>②(2) 市民との協働とは具体的にどのようなことか。今まで市は、あまり 市民の意見に耳を傾けてきたように思わないが、方針(姿勢)を転換するとい うことか。</p>	<p>新ごみ処理施設の建設は、市民の皆さんのご理 解・ご協力がなければ推進することができないと審 議会では考えています。</p> <p>市では、市民検討委員会等、市民へ説明し、意見 を聴く場を設けてきたとのことですが、更なる参加 と協働により、安全かつ長期にわたる安定的な可燃 ごみ処理を実現すべきと考えます。</p>
50	環境と都市基盤	<p>P.62~63 ①(2) 駅前広場など利便性を考えて整えることは必要であると思うが、そ</p>	<p>本計画案の重点プロジェクト及び主な事業にお いて、一定額以上で現在見込める事業については、</p>

	4 市街地整備 (p. 62-63)	こだけに力を入れた予算配分はいかなものか。身のたけに合った控え目な開発整備にとどめて欲しい。	中期財政計画との整合を図りながら計画に盛り込むものとしています。 P.147 のとおり、まちづくりについても、中期財政計画に基づいた財政運営により、必要な財源の確保等を図りながら、推進するべきと考えます。
51	文化と教育 3 生涯学習 (p. 105)	P.105 主な事業の表中 事業名の3段目「公民館・貫井北分館・図書館貫井北分室の整備」 ②(2) 分室ですか？分館の誤りではないですか？ 先日公民館のある職員の方に質問してみましたら、職員の間では分館として認識しているとのことでした。 分館と分室とでは、機能が全く違います。市民の多くは図書館についても分館を望んでいると思います。 中央図書館の整備だけでなく、小金井市における図書館本館分館、学校図書室(P.112②(1)参照)との連携を含め、全体的なビジョンを作ることなど大元のところから、市民ニーズの掘り起こしや、市民を交えての検討、構築を急いで欲しいです。今まで、あまりにも立ち遅れた分野だと思えます。	地域センターは公民館を主として設置される複合施設であり、図書館の位置付けは分室となります。現在設置されている東センター、緑センターについても、『わたしの便利帳』等でも記載されているとおり、分室となっています。 図書館について全体的な施策の検討がされるべきとのお指摘はそのとおりだと考えますが、本計画案は総合計画であるため、図書館についての個別計画等で具体化されるべきであると考えます。
52	文化と教育 5 学校教育 (p. 112)	P.112②(1) 「人権教育の一層推進」に関連して、まず、子ども自身の人権について学ぶことを重視して欲しい。自分が人として尊重されることを学び、体験することが、他の全ての人の人権を尊重するわかりやすい動機につながると思います。	現行計画では記載されていない人権を、本計画案では施策として明確に位置付けるものです。 子どもが人権を学び体験する機会をとのご提案ですが、子どもの権利については、p.127 のとおり、子育て支援の施策の中で位置付けています。
53	文化と教育 5 学校教育 (p. 112)	(2) 特別な支援が必要か必要ないかで、子どもを分けて考える方向性は、(1)に矛盾しないか？まず(1)の観点を学校教育の基本にすえて、できる限り、ユニバーサルデザイン的な発想の教育内容、指導方法などを考えて欲しい。	いじめや不登校に構造的な要因があることは、ご指摘のとおりとですが、社会全体として考えていかねばならない大きな問題だと考えます。 p.102 の人権の取組等とおして、多様性が豊かに認められるようになるとともに、p.112 のとおり、学校教育では一人ひとりの自己実現を目指すことが大切であると考えられます。
54	文化と教育 5 学校教育 (p. 112)	(3) いじめや不登校なども当事者の心のケアを手厚くすることと同時に、構造的な要因などを深く掘り下げ、根本的、社会的な解決の方向性を探って欲しい。 私的な感想ですが、「あの子は、他の人とちがっていて、できないからって許されるのに、私たちは努力しろ努力しろとがんばらされる。みんな頑張っているのにあの子だけズルイ！！」こんなところにいじめや不登校の種があるのではないかと感じる人が多いです。	いじめや不登校に構造的な要因があることは、ご指摘のとおりとですが、施策としては学校教育の分野を超える大きな問題だと考えます。 p.102 の人権の取組等とおして、多様性が豊かに認められるようになるとともに、p.112 のとおり、学校教育では一人ひとりの自己実現を目指すことが大切であると考えられます。

55	文化と教育 5 学校教育 (p. 112)	②(1)の「社会性や豊かな人間関係をはぐくみ」ということは、何も特別に宿泊体験学習を増やすことで実現するのではないと思います。他と競争することで、学力向上を求めることがゆき過ぎていたり、学校生活が窮屈で、時間に追い立てられることで、お互いの良さをゆっくり認め合い、励まし合って成長していく温かい人間関係を体験できないことの損失を考えて欲しい。日々の学級での生活、授業の中に、人として大切にされ、異質な多様なものも受け入れることや、力を合わせてみんなが「分かる」「できる」「活かす」ことができる喜びを体験させて欲しい。さらに学ぶことが、自分の認識を拡げ生き生きと生きていく力につながっていることを体得できる教育をめざして欲しい。	p.112 のとおり、社会性や豊かな人間関係をはぐくみ、一人ひとりの自己実現を目指すために宿泊体験学習やボランティア活動等を充実しますが、これは学校内での日常的な教育の範囲を超えて、それらの実現を図ろうとする取組みであって、その前提として学校では日常的に温かい人間関係づくりに向けた教育が行われるものと考えます。
56	文化と教育 5 学校教育 (p. 112)	②(4)現場の目の前の子どもの実態から出発する以上のような教育の実現のために有効な研修が必要かと思えます。教師個人であっても必要とする研修や研究であれば、民間の研究団体への参加なども応援できる体制を考えて欲しいです。 以上の件に関連して、市内小学校ですすめられている少人数学習は、児童教師ともに負担が大きく効率的ではないように見受けられます。学級の規模を小さくして少人数のクラスにすれば、少人数の効果が1日中全ての教科で活かせると思えます。	ご指摘のとおり、教職員の資質や能力の向上が、よりよい教育の実現のために不可欠であり、研修・研究の充実を施策の体系に位置付けています。本計画は総合計画であり、具体的には毎年の研修計画の中で展開されるべきと考えます。 市では学習効果を高めるため少人数指導を行っていますが、学級編成については集団行動等もあり、少人数学級とはしていません。ご提案については、東京都の動向も見ながら研究課題とすべきことかと考えています。
57	文化と教育 5 学校教育 (p. 112)	P.113③(2)小学校の早くからパソコン・インターネットに傾いた教育は、子どもの本来の育つ力や芽をゆがめないだろうか？ 小さいうちは、なるべく自然物に触れさせ、実体験を大切にしたい。 また、学校図書室と地域の図書館をつなぎ検索配本できるシステムがあると、調べ学習などが充実するのではないだろうか。	コンピュータやネットワークを用いた学習は、高度情報化社会への対応のため、推進する必要があると考えていますが、ご指摘のとおり、負の部分もあります。ご提案のように、実体験を大切にすることも大切であり、また、p.112 のとおり、情報モラルを身に付ける学習を推進する必要があると考えています。 市によると、図書館の蔵書はインターネットからも検索できますが、学校図書室ではインターネットを見られないとのことでした。また、電話等により必要な図書館の本を学校図書室に取り寄せることができるとのことでした。更なる連携ができる環境づくりが必要に応じて求められると考えますが、個別計画又は毎年の事業として実施されるべきものと考えます。

58	福祉と健康 2 高齢者福祉 (p. 124)	P.124④(1) 現在在宅介護を望まない高齢者も多く、特養の待機者も多いので、特養ホームの増設も考えて欲しい。	市によると、特別養護老人ホームには多くの要望が寄せられていますが、多額の費用と広大な土地が必要なため、市内の建設は大変難しい状況であるとのことでした。 審議会としては、特別養護老人ホーム整備を模索しつつ、p.124 のとおり、身近な日常生活圏域にグループホーム等のサービス基盤整備を進める必要があると考えています。
59	計画の推進 1 市民参加・市民協働 (p. 138)	P.138①(1)(2) 市民からのニーズ発信がいつでも可能になるようにして欲しい。行政サイドの必要性からだけでなく、常に市民サイドにどのようなニーズがあるかを掘り起こし、耳を傾ける姿勢を大切にして欲しい。	市によると、市民から随時意見を受け付ける機会として、意見・要望カード、市長へのファクス、市長へのeメールがあるとのことでした。 これらとともに、市が能動的なニーズ調査を行い、組み合わせることによって、市民ニーズの把握が可能になると考えています。また、市民ニーズの調査も、アンケートによるのみでなく、本計画案づくりの中で行ったグループインタビューや市民討議会による討議、市民フォーラムによる対話と議論などのように、さまざまな方法により踏み込んで把握することも必要であると考えられます。
60	計画の推進 1 市民参加・市民協働 (p. 139)	③(2) 今までは、各種審議会で、活発に議論して結論を得ても、その市民で合意した原案が行政側の一存で覆ることもありました。 (2) で書かれていることが、現実のものとなるよう期待します。	審議会では、本計画案の実現のためには「参加と協働」により推進することが不可欠であると考えています。 本計画案を審議する中でも、市民からの意見の随時受付、市報や市ホームページでの説明、市民フォーラムの開催等、市民参加の拡充を審議会として求め、行ってきました。「参加と協働」推進のため、市に努力してほしい点は p.139 のとおりですが、私たち市民としても今後も取組を続けることによって、「参加と協働」が根付くと考えています。
x61	福祉と健康 3 子ども家庭福祉 (p. 128)	P.128 地域の子育ち・子育ての環境の充実(2) にぜひとも加えて頂きたいので以下に書きます。・子育て家庭の多様なニーズにこたえ、その家庭にあった支援を届けます。(もしくは支援につなげます)・特に就園前の核家族が孤独な育児に追い込まれない様に、地域の子育て支援(グループ等)につなげます。 ↓	ご提案は、子育て家庭支援の事業を、申請を受け付けることによって提供するのではなく、より直接的に必要な家庭に届ける仕組みづくりが必要であるということであると考えられます。こうした趣旨から、市ではこの間、「こんにちは赤ちゃん事業」及び「養育支援家庭訪問事業」を開始したとのこと

		<p>こちらは（１）安心して子育てできる環境整備の方におねがいします・全ての親が、子どもによりよき人生のスタートを提供できるようそのために必要な支援を得ることが出来る社会をめざします。</p>	<p>ですが、地域の団体等との連携強化については、p.128 のとおり、ネットワークの強化と団体等への支援しかありませんので、地域の子育て支援団体等との連携について記載するよう修正します。「全ての親が、子どもによりよき人生のスタートを提供できるようそのために必要な支援を得ることが出来る社会を目指します」とのことですが、具体策は「地域との連携強化」であると考えられるので、「地域との連携強化」に地域の子育て支援団体等との連携を盛り込むことで対応することをご理解ください。</p>
<p>62</p>	<p>環境と都市基盤 4 市街地整備 (p. 63)</p>	<p>より高度な情報提供について さて、第4次小金井市基本構想・前期基本計画（案）ですが、その基本的な方向性としては、これで良いのではないかと考えております。ただ、もう少し、きめ細かく、「ご案内」のできる町にしていくということも、大切なことかなと考えております。</p> <p>例えば、「にぎわいの」で言えば、小金井に関する予備知識のない人が、小金井公園へ行こうとしたときに、そもそも、どの駅で下車したら良いのか分からないし、下車したあと、小金井公園へアクセスするには、どうしたら良いのか分からないという状態で、武蔵小金井駅の南口広場でウロウロするということになりかねないというのが、実情です。</p> <p>例えば、我々が、どこかの遊園地やテーマパークへ行ったら、その中で行きたい場所、乗りたい乗り物にアクセスするのに、大変な苦勞をするということはないでしょう。それは、地図や案内板が整備されているからです。</p> <p>仮に、小金井公園を、人を集めるための施設と位置づけるならば、ある意味で、他市の市民に売り込むわけだから、そこへは、誰でも迷わずスムーズにアクセスできるような、案内表示の充実が不可欠なのではないでしょうか。</p> <p>また、駅周辺ということ言えば、もう少し、道路名の充実ということも、求められると思います。小金井市は、道路名という点では、決して、遅れているとは思いませんが、駅周辺ということ言えば、十分とは言えません。吉祥寺のサンロードとか、原宿の竹下通りとか、良い悪いは別にして、通りの名が、町のイメージを定着させることもあります。</p> <p>「ご案内」という話は、何も「にぎわいの」に限ったことではありません。 例え</p>	<p>分かりやすい施設や場所への案内表示の整備については、審議会でも主として観光について議論となったところです。</p> <p>ご指摘のとおり、市の施設や地域の場所等の案内について充実を図る必要がありますが、施設等によって管理主体が異なっており、統一的な設置が難しいものと考えられます。p.142 のユニバーサルデザインに関する取組みは主として施設内のものです。このため、p.70 の「道路・河川」の「バリアフリー化の推進」の中に、案内表示の整備について追加します。</p> <p>なお、道路名については、市によると市制施行15周年記念事業及び40周年記念事業として、公募の上、32の道路及び13の由緒ある坂の愛称を決定してきたとのこと。ご提案を参考に充実を図ってほしいと考えています。</p> <p>また、「より高度な情報提供」については、ご意見のとおり、市として公正を期しつつ、利用者が必要とする情報を提供すべきであり、ご指摘の例でも、たとえば、施設概要等を掲載することは可能であると考えられます。現計画案では、p.142 のとおり、だれでも利用しやすい市民サービスの充実・向上に努めるとしており、これを踏まえて、毎年の事業の中で改善されるべきであると考えます。</p>

		<p>ば、高齢者福祉に関して言うと、一昨年、母をデイサービスに通わせなければならなくなった際に、では、どこの施設にしようかと、調査をしに、市役所を訪ねたわけですが、見せられたのは、施設名と住所、電話番号が載っているだけの、一覧表でした。これでは、施設の特性、特長などが、さっぱり分からないわけですが、これ以上のものは存在しないとのことでした。施設というのは、公益性が高いとは言え、一私企業であるから、宣伝はしにくいという事情があるのでしょうか、少なくとも、こちらの状態と相性が良いのかどうか、全く判断できないというのは、こういった施設の格差は、病院格差以上と考えている私としては、困ったものだと思います。</p> <p>「長期」は、上位計画であり、ひとつひとつの事例を取り上げて対処していくのには馴染みませんが、「より高度な情報提供をしていく」という線ならば、何とかできるのではないかと思います。</p>	
63	計画書全体	<p>用語の説明について 「用語の説明」について、3点ばかり指摘しておきます。</p> <p>1つは、例えば、8ページ。「ノーマライゼーション」の説明が、すぐ下に書いてありますが、「要介護」の説明がありません。後ろに、「用語の説明」のページがあることに気づく前は、戸惑いました。構成を検討する余地があるかもしれません。</p> <p>2つ目は、6ページの、「合計特殊出生率」。後ろのページを見るときに、「合計特殊出生率」なのか、「特殊出生率」なのか、迷いました。用語に、下線でも引くと、分かりやすくなると思います。</p> <p>3つ目は、8ページの、「合計特殊出生率」。「*」マークが入っておりません。小説ではないので、人が必ずしも前から読むとは限りません。説明のある用語は、登場するすべての箇所に、マークを入れると良いと思います。</p>	<p>用語については、「参加」「協働」の概念等、本計画案としての考え方に結びつくものについては各ページ下で説明し、それ以外のものについては巻末に説明を記載するものとしています。ご指摘の部分については、記号を変えて説明の記載場所の違いがわかるように修正します。ご指摘2つ目の下線については、悩ましいところですが、本文中に下線を引くと、ページによってはかなり下線が目立って読みにくくなりますので、現行どおり「*」印とすることでご理解ください。3つ目の、説明のある用語すべてに「*」印を入れる件については、ご提案のとおり、すべての記号に「*」印を入れるよう修正します。</p>
64	基本構想 3 社会潮流と 小金井市の現状 (特徴と課題) (p. 8)	<p>記述の仕方について</p> <p>8ページの、「本市の合計特殊出生率は、………」という文は、内容的には間違っていないのですが、書き方が不十分のように思えます。「せっかく少子化が進行しているんだから、学童保育の問題なんて、ほっておいても、自然消滅するよ」という反論の余地もできてしまっています。</p>	<p>審議会では、本市では合計特殊出生率が低下しており、子育て支援策の推進が強く求められていると考えています。</p> <p>ご指摘を踏まえ、p.8の当該部分を、子育て支援のために待機児童解消等が課題となっていることが分かるよう修正します。</p>
65	計画書の構成	<p>ページの打ち方は、全く仮のものと受け止めています。</p> <p>目次は、当然付けるものと、受け止めています。</p> <p>最初に、市長のあいさつ文が当然入るものと、受け止めています。</p>	<p>ご指摘のとおり、本計画案の構成は答申案としてのものであり、答申に当たっては目次を追加します。</p>

		長期計画審議会の会長のあいさつ文も、多分あるものと、想像しています。	計画書の作成は、答申後のこととなりますが、現行計画では市長あいさつが入っています。審議会としては、市の姿勢等が市民に伝わるものとしてほしいと考えています。
66	環境と都市基盤 2 地域環境衛生 (p. 56)	ごみに関する、国分寺市との関係に関する記述は、いろいろな議論の末に決まったと聞いていますが、かなりの冒険だと思います。	可燃ごみ処理施設の整備については、審議会としても議論となったところです。国分寺市との可燃ごみ共同処理の推進については市として決定し、国分寺市ともその方向で覚書を結んでいるものと理解しています。 施設が整備されるまでには、様々な課題があると考えられますが、「参加と協働」により進めていくことが大切であると考えます。

第4次長期総合計画（案）の答申に当たって

1 はじめに

平成21年6月12日、長期計画審議会（以下、「長計審」という。）は市長から第4次長期総合計画（案）について諮問を受け、審議をスタートしました。長計審では、基本構想を策定する目的として、「市民のしあわせを増進すること」と定め、主体を「本市」から「私たち」にしました。また、市の現況と課題を踏まえ、重点的な施策を明らかにし、財政計画によって裏付けられた実行性の高い計画としました。

この間、長計審では、市民ニーズを聴き、市民とともに考える努力を一貫して続けてきました。市民ニーズを的確にとらえ、目指すべき将来像を共有し、地域の独自の資源を活用したまちづくりを、一層の「参加と協働」によって推進すること、それこそが長期総合計画を策定する意義だと考えるからです。

以下、第4次長期総合計画（案）の答申に当たり、その意義と特徴について説明します。

2 「参加と協働」の推進について

第3次長期総合計画までは、基本構想のみが審議会での審議の対象でしたが、第4次では、基本計画も初めて審議の対象となりました。市によって、長計審は公募市民枠が1名増やされ、市民意向調査では従来に加えてグループインタビューが実施され、子ども懇談会が開催される等の取組がされていましたが、私たち長計審では、「参加と協働」によって長期総合計画（案）を策定するため、更なる取組を進めました。

まず、審議会への市民からの意見を常時受付とし、工程表や審議状況に関して市報及び市ホームページでの情報提供に努めました。また、平成22年3月に改めて素案の施策体系に合わせた形で市民意向調査を行い、施策の検討に当たって、現況と課題を市民ニーズからとらえ、その反映に努めたほか、市民懇談会・市民フォーラムを開催し、市民と審議会が直接対話する取組を実施しました。市などによって行われた市民討議会や子ども懇談会も含めると第4次長期総合計画の策定に当たって、市民参加の取組は9回、延べ46時間にも及びます。

前回の第3次基本構想とは比較にならないほど、多くの市民ニーズ、市民の思いがこの長計総合計画（案）には込められていること、そして、今後、この計画を更なる「参加と協働」で推進されることが期待されていることを、何より強く受け止めていただきたいと私たち審議会では考えています。

3 将来像について

長期総合計画（案）では、社会潮流及び市の現状（主要な特徴と課題）を整理して、「みどりと環境衛生」「にぎわいを創出するまちづくり」「子ども・高齢者・共生社会」「参加と協働」「行政サービスと行財政改革」について、重点的に取り組む必要があると考えました。

そして、平成21年5月13日に開催した子ども懇談会で市立中学校の生徒から発表された「みどりが育つ・子どもが育つ・笑顔が育つ 小金井市」をもととして、市の現状から市民全体のしあわせに繋がっていくものとして「みどり」「子ども」「きずな」に注目し、「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ 小金井市」を市の将来像としたものです。

みどりは、小金井市の第一の特徴であり、保全と創出により、この豊かなみどりを次世代に確かに引き継いでいかななくてはなりません。厳しい社会経済情勢が続く、福祉や共生社会づくりには課題が山積していますが、「子どもが元気なまちが発展する」を合言葉に、子どもの笑顔が絶えないまちとしていくことが、すべての世代のしあわせにつながっていきます。そして、地域のよさをいかして「参加と協働」によってまちづくりを進めていくためにも、市民がつながり、支え合う、思いやりのあるまちのきずなを深めていくことが大切です。

この将来像が市民と市職員に共有されることが実現への第一歩であり、共有なくして実現はありえないと、私たち長計審では考えています。

4 計画の実行性について

どんなによくできた計画であっても、絵に描いた餅であっては意味がありません。また、計画を策定・実行しても、その結果を評価し、次の計画につなげることが出来なければ、計画を策定する意義を達成することはできません。このため、私たち長計審では、長期総合計画（案）では高い計画性と実行性が求められていると考えてきました。

基本構想では、将来像の実現を測るものとして「小金井市の住みやすさの向上」と「小金井市に住み続けたいと思う市民の割合の増加」という「基本的な指標」を設定し、また、先述のとおり、社会潮流及び市の現状を整理して重点政策を明らかにしました。これを受けて、前期基本計画では、重点政策と将来像を踏まえて、重点的かつ横断的に取り組むべき6つのテーマを設定し、各分野から特に重要な取組を選んで「重点プロジェクト」としました。また、各分野では、市民ニーズを起点として現状と課題を整理し、検証のために施策ごとに「成果・活動指標」を設定し、課題を解決して「成果・活動指標」を達成するために今後5年以内に進める主な事業とその実施年度を明らかにしました。これらにより、第4次長期総合計画の計画性と実行性は大きく向上したと

考えます。

長期総合計画は、PDCAサイクルのP（計画）に当たります。確実にD（実行）され、適切にC（検証）され、そして、状況に応じて的確にA（対応）することが不可欠です。長期総合計画（案）における「計画の推進」に基づいて、実施計画と施策マネジメントにより、市全体及び各部局において、しっかりと行政経営が行われることが必要であり、そのためには組織の活性化と人材の育成・活用、何より長期総合計画を職員が十分に理解し共有することが重要であると考えます。

3 最後に

社会経済は厳しさを増し、また地方主権の進行により、市の施策が市民生活に与える影響は、今以上に大きくなるものと考えられます。小金井市においても、平成33年度からの10年間には、いよいよ人口減少と多くの公共施設の老朽化に直面することが明らかとなっています。厳しい財政状況の中、市民ニーズの多様化とともに行政ニーズは増大しています。私たちは、この10年間の間で、多くの課題を解決するとともに、次の10年間に備えなければなりません。

地域の課題を乗り越える力は、地域の中にあります。小金井市のゆたかなみどり、便利な市内外へのアクセス、元気な高齢者に充実した教育環境、そして活発な市民活動といった地域のよさをいかすことが、将来像を実現し、私たちのしあわせを増進することにつながっていきます。地域のよさを知り、その未来を信じ、この長期総合計画（案）で幅広い市民の「参加と協働」によって推進することが、何より私たちと市に求められているのです。このことが、1人でも多くの市民と、すべての市職員に理解されることが不可欠であり、そのための不断の努力を市には強く要望します。

具体的な要望として、審議会では別に提言を取り纏めました。今後、この答申と提言が最大限に尊重され、そして、幅広い市民の「参加と協働」により、将来像「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ 小金井市」が実現し、市民のしあわせが増進することを、審議会委員一同、心から切望します。

最後に、長期総合計画（案）を審議するに当たり、市民懇談会等に参加された方や、パブリックコメント等をおとして意見を寄せられた方はもちろんのこと、長期総合計画や長期計画審議会に関心をお寄せ頂いた多くの市民の皆様にご礼申し上げます。

平成22年6月29日
小金井市長期計画審議会
会 長 武 藤 博 己

付 属 資 料

- 1 市民意向調査の概要
- 2 中期財政計画の概要
- 3 市の憲章等及び諸計画一覧
- 4 策定の経過
- 5 長期計画審議会
- 6 長期総合計画策定本部
- 7 用語説明

1 市民意向調査の概要

市民の皆さんが、市政に対してどのような要望をお持ちなのか、今後の市政運営において何を重要と考えているのかを把握するため、平成20年度・21年度と2回の市民意向調査を行いました。

調査は、市内在住の満18歳以上の男女2,000人を無作為に抽出し、調査票を郵送して、ご回答をいただきました。結果の概要は、以下のとおりです。

■ 平成20年度市民意向調査の概要

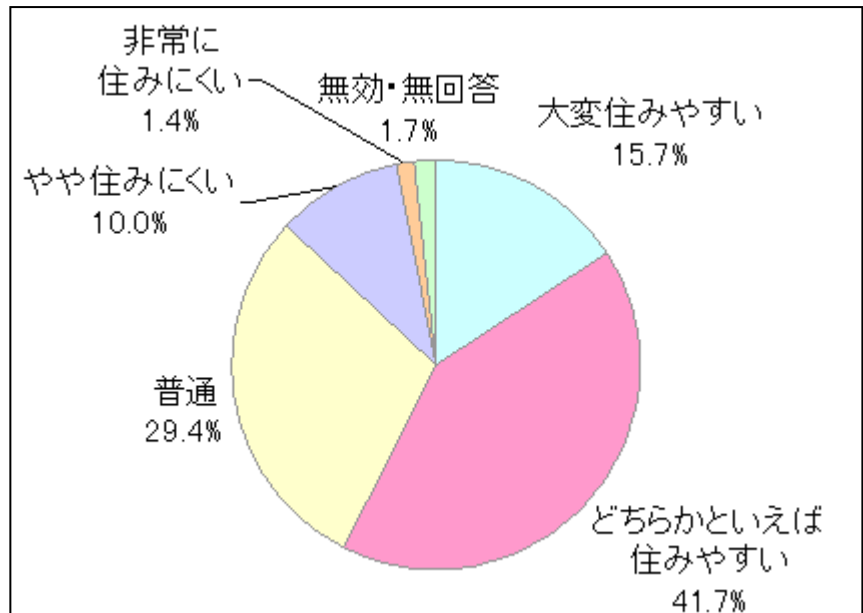
1 実施時期 平成20年7月15日～7月31日

2 回答状況 回収数700人（回収率35.0%）

3 住み心地

「大変住みやすい」＋「どちらかといえば住みやすい」を合わせると全体の57.4%です。

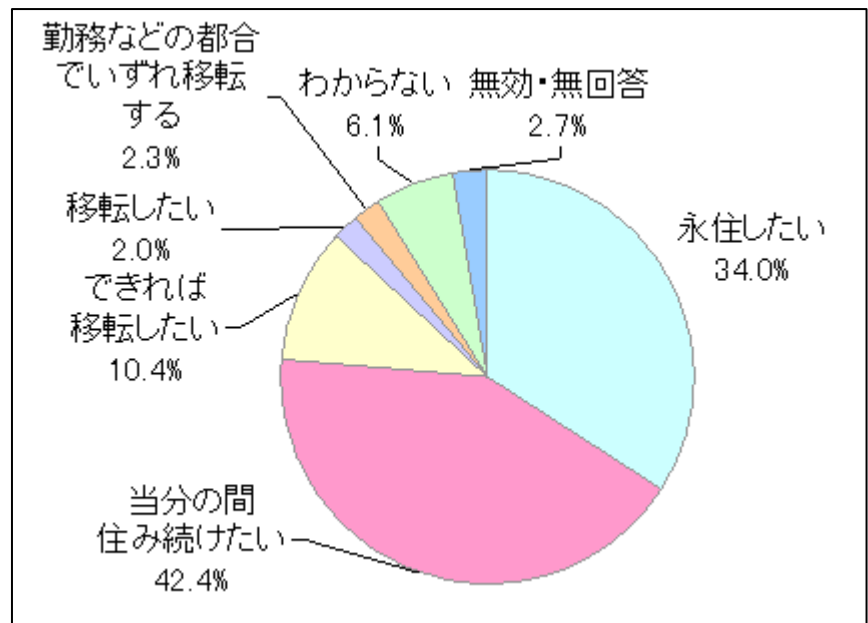
平成17年度の調査より2.3%向上しています。



4 定住意向

「永住したい」＋「当分の間住み続けたい」を合わせると全体の76.4%です。

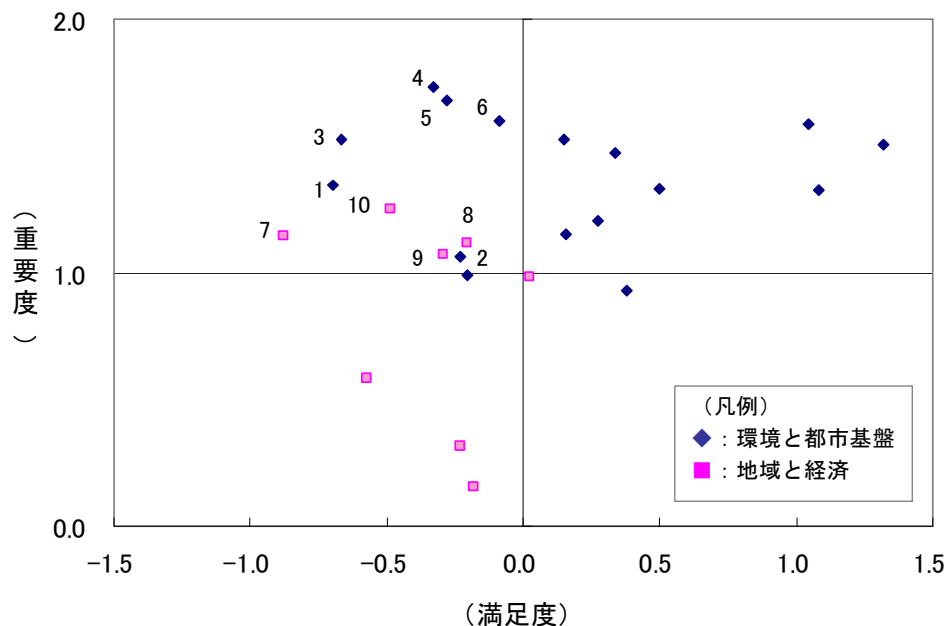
平成17年度の調査より4.9%向上しています。



5 市の取組（満足度と重要

度)

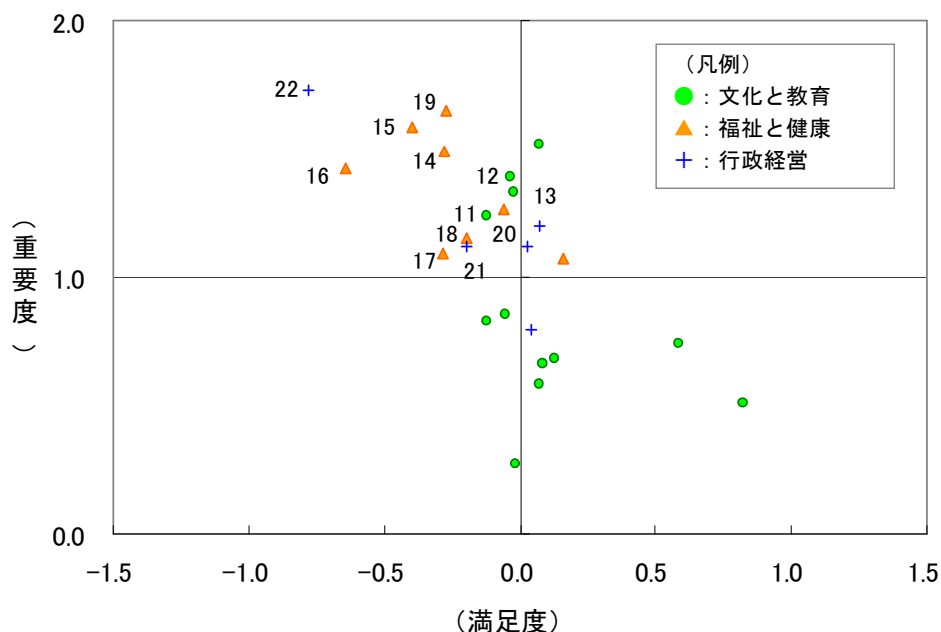
【環境と都市基盤／地域と経済】



- 【環境と都市基盤】
- 1 駅周辺における魅力ある市街地整備の推進
 - 2 駅周辺地域における良好な居住環境の形成
 - 3 道路の安全性向上とバリアフリー化
 - 4 ごみの減量化・再資源化
 - 5 地震や火災などへの対策
 - 6 防犯対策

- 【地域と経済】
- 7 商店街の活性化
 - 8 消費者保護対策
 - 9 勤労者福祉の向上
 - 10 高齢者や若者などの雇用対策

【文化と教育／福祉と健康／行政経営】



- 【文化と教育】
- 11 地域社会と一体となった幼児教育の推進
 - 12 学校教育施設・設備の改善・充実
 - 13 家庭・地域・学校のより一層の連携

- 【福祉と健康】
- 14 高齢者福祉の充実
 - 15 誰もが安心して、子育てできる体制の整備
 - 16 バリアフリーのまちづくりの実現
 - 17 生活困窮者(低所得者)の自立と福祉の向上
 - 18 ひとり親家庭への支援
 - 19 医療体制の充実
 - 20 障害者の自立や社会参加の支援

- 【行政経営】
- 21 市政への市民参加の推進
 - 22 財政の健全化

6 市内の活動 主体的な地域参加の平均割合は9.9%

「町会・自治会活動」「PTA、子ども会活動」「民生委員、児童委員、消防団員活動」、「NPO、ボランティア団体のメンバーとしての活動」「地域のイベントの開催メンバーとしての活動」「文化・スポーツ等趣味のサークル等の活動」「市の審議会等の委員としての活動」の各項目についての「積極的に参加している」と「たまに参加している」を合わせた割合の平均。複数の項目への該当者がいるため、人数はさらに少ないと予想されます。

7 知人の数 「だれもいない」20.6%、「5～19人」28.0%

地域（概ね町会・自治会の範囲）の知人の数について、「だれもいない」は18～29歳で46.9%、30歳～39歳で32.5%に達します。一方、「5～19人」は40～49歳で33.6%、70歳以上で32.9%と、若年層と中高年で二極化しています。

8 市に求める行政サービス・場所について

「いつでも気軽に学ぶことができるサービス・場所（図書館など）」35.9%、「買物などにも便利な駅周辺の駐輪場」27.4%の2項目が他の項目に比べて突出しており、合わせると約60%に達しています。

■ 平成21年度市民意向調査<追加調査>の概要

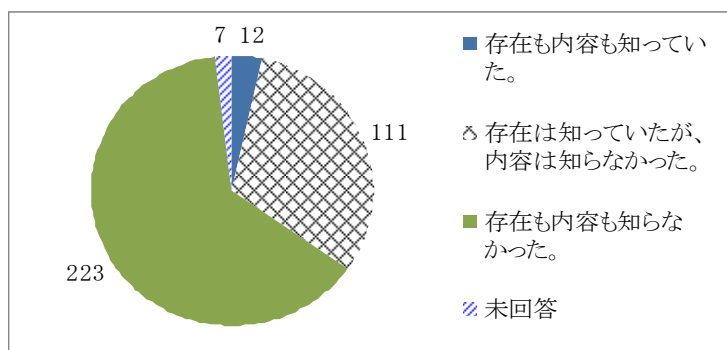
1 実施時期 平成22年3月1日～3月15日

2 回答状況 回収数354人（回収率17.6%）

3 第3次基本構想・後期基本計画について

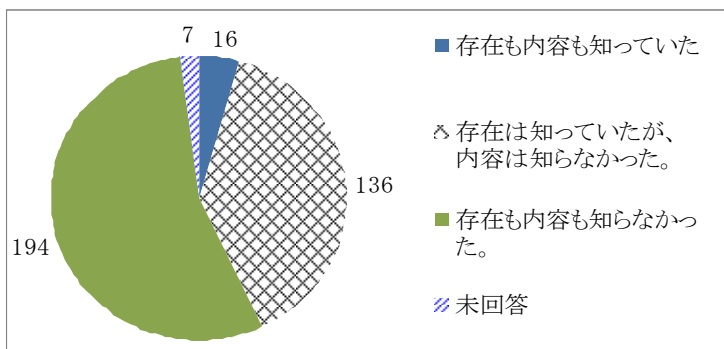
（1）第3次基本構想・後期基本計画について

「存在も内容も知らなかった」と回答した方が63.0%で、「存在も内容も知っていた」と答えた方はわずか3.4%にとどまっています。



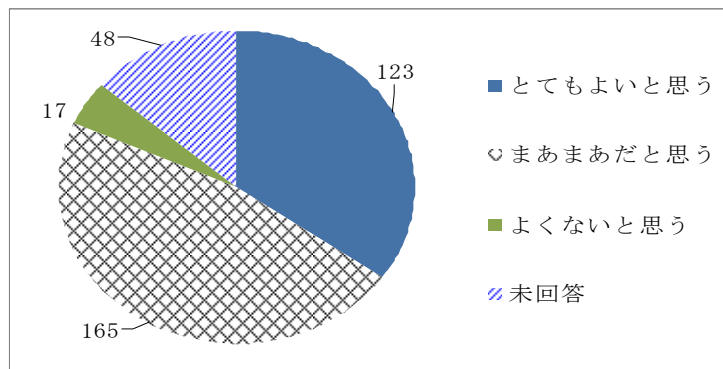
（2）将来像「元気です 萌えるみどりの小金井市」について

「存在も内容も知らなかった」と回答した方が54.8%で、「存在も内容も知っていた」と答えた方はわずか4.5%にとどまっています。



4 将来像「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ 小金井市」について

「とてもよいと思う」と「まあまあだと思う」を合わせた割合は81.4%で、「よくないと思う」と答えた方は4.8%にとどまっています。



5 今後10年間で重点的に進めるべきもの（3つまで選択）

	分野	回答数
1	みどりと環境衛生（ごみ問題）	224
2	高齢者福祉及び障がい者福祉の充実	114
3	行財政の健全化・効率化	107
4	子育て・子育て支援の充実	89
5	地域の安全性向上（防災・防犯等）	77
6	駅周辺を中心としたまちづくり	65
7	学校教育の充実	59
8	コミュニティの充実（地域のきずなづくり）	51
9	地域経済の振興（買物等の利便性向上）	45
10	バリアフリーのまちづくり	36
10	市民文化と生涯学習の推進	36

6 施策の体系と満足度・重要度

（1）重要度の高い施策・低い施策

重要度が高い施策		満足度が低い施策	
1	地域環境衛生	1	地域環境衛生
2	財政・財務	2	財政・財務
3	健康・医療	3	計画的行政
4	高齢者福祉	4	商業
5	地域安全	5	雇用
次点	子ども家庭福祉	次点	市街地整備

(2) 重要度がやや高く、満足度が低い施策

計画分野	取組
環境と都市基盤	地域環境衛生、市街地整備
地域と経済	商業、雇用
文化と教育	幼児教育
福祉と健康	高齢者福祉、子ども家庭福祉、障がい者福祉
行政経営	行政経営、計画的行政、財政・財務

(3) 重要度がやや高く、満足度も低くない施策

計画分野	取組
環境と都市基盤	みどりと水、人と自然の共生、住宅・住環境、道路・河川
地域と経済	コミュニティネットワーク、地域安全、消費者生活・勤労者福祉
文化と教育	学校教育
福祉と健康	地域福祉、健康・医療
行政経営	市民参加・市民協働

2 中期財政計画（素案）の概要

第4次基本構想・前期基本計画の目標と施策の確実な実現に向け、将来の行財政運営、予算編成の指針として活用するものです。

このため、第4次基本構想・前期基本計画の計画期間（平成23～27年度）の歳入・歳出を一定の条件で推計し、計画に記載されるハード事業1千万円以上、ソフト事業3千万円以上及び重点プロジェクトの事業費を積算しました。（経常経費の中で実施する事業等を含む）

項 目	年 度	平成22年度 (予算)	平成23年度(計画)			平成24年度(計画)		
			総額	増減	前年比 増減率	総額	増減	前年比 増減率
歳	1 地 方 税	19,059,000	19,705,000	646,000	3.4	19,925,000	220,000	1.1
	2 地 方 譲 与 税	179,000	180,000	1,000	0.6	183,000	3,000	1.7
	3 利 子 割 交 付 金	120,000	121,000	1,000	0.8	122,000	1,000	0.8
	4 配 当 割 交 付 金	43,000	43,000	0	0.0	44,000	1,000	2.3
	5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	25,000	25,000	0	0.0	26,000	1,000	4.0
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,017,000	1,027,000	10,000	1.0	1,037,000	10,000	1.0
	7 自 動 車 取 得 税 交 付 金	70,000	71,000	1,000	1.4	71,000	0	0.0
	8 地 方 特 例 交 付 金	201,000	201,000	0	0.0	201,000	0	0.0
	9 地 方 交 付 税	0	0	0	-	0	0	-
	10 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	14,000	14,000	0	0.0	14,000	0	0.0
小 計	20,728,000	21,387,000	659,000	3.2	21,623,000	236,000	1.1	
入	11 分 担 金 負 担 金	505,000	895,000	390,000	77.2	792,000	△ 103,000	△ 11.5
	12 使 用 料 手 数 料	990,000	990,000	0	0.0	990,000	0	0.0
	13 国 都 支 出 金 (うち投資的経費)	10,687,000 (3,340,000)	9,893,000 (2,594,000)	△ 794,000 △ 746,000	△ 7.4 △ 22.3	10,593,000 (3,274,000)	700,000 680,000	7.1 26.2
	14 寄 附 財 産 収 入	135,000	40,000	△ 95,000	△ 70.4	38,000	△ 2,000	△ 5.0
	15 繰 入 金	2,124,000	1,274,000	△ 850,000	△ 40.0	644,000	△ 630,000	△ 49.5
	16 繰 越 金	300,000	496,000	196,000	65.3	415,000	△ 81,000	△ 16.3
	17 諸 収 入	186,000	186,000	0	0.0	186,000	0	0.0
	18 地 方 債	5,702,000	3,505,000	△ 2,197,000	△ 38.5	3,166,000	△ 339,000	△ 9.7
	歳 入 合 計	41,357,000	38,666,000	△ 2,691,000	△ 6.5	38,447,000	△ 219,000	△ 0.6
	出	1 人 件 費	7,818,000	7,210,000	△ 608,000	△ 7.8	7,018,000	△ 192,000
2 扶 助 費		7,062,000	7,175,000	113,000	1.6	7,280,000	105,000	1.5
3 公 債 費		2,759,000	2,882,000	123,000	4.5	2,981,000	99,000	3.4
小 計		17,639,000	17,267,000	△ 372,000	△ 2.1	17,279,000	12,000	0.1
4 物 件 費		6,248,000	6,508,000	260,000	4.2	6,576,000	68,000	1.0
5 維 持 補 修 費		184,000	189,000	5,000	2.7	194,000	5,000	2.6
6 補 助 費 等		3,944,000	3,944,000	0	0.0	3,944,000	0	0.0
7 積 立 金		129,000	150,000	21,000	16.3	400,000	250,000	166.7
8 投 資 及 び 出 資 金 貸 付 金		1,000	1,000	0	0.0	1,000	0	0.0
9 繰 出 金		3,537,000	3,680,000	143,000	4.0	3,654,000	△ 26,000	△ 0.7
10 投 資 的 経 費		9,624,000	6,927,000	△ 2,697,000	△ 28.0	6,399,000	△ 528,000	△ 7.6
11 予 備 費	51,000	0	△ 51,000	△ 100.0	0	0	-	
歳 出 合 計	41,357,000	38,666,000	△ 2,691,000	△ 6.5	38,447,000	△ 219,000	△ 0.6	

平成25年度(計画)			平成26年度(計画)			平成27年度(計画)		
総額	増減	前年比増減率	総額	増減	前年比増減率	総額	増減	前年比増減率
20,253,000	328,000	1.6	20,609,000	356,000	1.8	20,696,000	87,000	0.4
184,000	1,000	0.5	186,000	2,000	1.1	188,000	2,000	1.1
124,000	2,000	1.6	125,000	1,000	0.8	126,000	1,000	0.8
44,000	0	0.0	45,000	1,000	2.3	45,000	0	0.0
26,000	0	0.0	26,000	0	0.0	26,000	0	0.0
1,048,000	11,000	1.1	1,058,000	10,000	1.0	1,069,000	11,000	1.0
72,000	1,000	1.4	73,000	1,000	1.4	74,000	1,000	1.4
201,000	0	0.0	201,000	0	0.0	201,000	0	0.0
0	0	-	0	0	-	0	0	-
14,000	0	0.0	14,000	0	0.0	14,000	0	0.0
21,966,000	343,000	1.6	22,337,000	371,000	1.7	22,439,000	102,000	0.5
299,000	△ 493,000	△ 62.2	299,000	0	0.0	298,000	△ 1,000	△ 0.3
990,000	0	0.0	990,000	0	0.0	990,000	0	0.0
10,455,000	△ 138,000	△ 1.3	9,363,000	△ 1,092,000	△ 10.4	9,434,000	71,000	0.8
(3,044,000)	△ 230,000	△ 7.0	(2,056,000)	△ 988,000	△ 32.5	(2,051,000)	△ 5,000	△ 0.2
38,000	0	0.0	38,000	0	0.0	38,000	0	0.0
189,000	△ 455,000	△ 70.7	0	△ 189,000	△ 100.0	0	0	-
455,000	40,000	9.6	477,000	22,000	4.8	329,000	△ 148,000	△ 31.0
186,000	0	0.0	184,000	△ 2,000	△ 1.1	187,000	3,000	1.6
2,985,000	△ 181,000	△ 5.7	1,743,000	△ 1,242,000	△ 41.6	1,558,000	△ 185,000	△ 10.6
37,563,000	△ 884,000	△ 2.3	35,431,000	△ 2,132,000	△ 5.7	35,273,000	△ 158,000	△ 0.4
6,708,000	△ 310,000	△ 4.4	6,348,000	△ 360,000	△ 5.4	6,275,000	△ 73,000	△ 1.1
7,376,000	96,000	1.3	7,463,000	87,000	1.2	7,552,000	89,000	1.2
3,049,000	68,000	2.3	3,264,000	215,000	7.1	3,018,000	△ 246,000	△ 7.5
17,133,000	△ 146,000	△ 0.8	17,075,000	△ 58,000	△ 0.3	16,845,000	△ 230,000	△ 1.3
6,748,000	172,000	2.6	6,613,000	△ 135,000	△ 2.0	6,733,000	120,000	1.8
199,000	5,000	2.6	204,000	5,000	2.5	210,000	6,000	2.9
3,944,000	0	0.0	3,944,000	0	0.0	3,944,000	0	0.0
400,000	0	0.0	450,000	50,000	12.5	450,000	0	0.0
1,000	0	0.0	1,000	0	0.0	1,000	0	0.0
3,687,000	33,000	0.9	3,736,000	49,000	1.3	3,775,000	39,000	1.0
5,451,000	△ 948,000	△ 14.8	3,408,000	△ 2,043,000	△ 37.5	3,315,000	△ 93,000	△ 2.7
0	0	-	0	0	-	0	0	-
37,563,000	△ 884,000	△ 2.3	35,431,000	△ 2,132,000	△ 5.7	35,273,000	△ 158,000	△ 0.4

※中期財政計画(素案)は、平成22年3月27日・28日に長期計画審議会が開催した市民フォーラムの資料として、市から提示されたものです。長期計画審議会の答申後、市として、平成22年第3回定例会への上程に向け、さらに精査して整備することとされています。

3 市の憲章等及び諸計画一覧

■ 市の憲章・宣言等

	憲章・宣言等の名称	策定年月日
1	市民憲章	昭和54年 3月10日
2	非核平和都市宣言	昭和57年 4月 1日
3	世界連邦平和都市宣言	昭和35年10月 3日
4	高齢者憲章	平成 6年 9月 7日
5	男女平等都市宣言	平成 8年12月 3日
6	ごみ非常事態宣言	平成18年10月 1日

■ 第4次基本構想・前期基本計画に関連する主な計画等

※平成23年度以降の事業に係る諸計画（平成22年6月1日現在、計画策定時に更新予定）

1 みどりあふれる快適で環境にやさしいまち（環境と都市基盤）

	計画等の名称	担当課	策定年月
1	環境基本計画	環境政策課	平成17年10月
2	緑の基本計画	環境政策課	平成22年度改定予定
3	玉川上水・小金井桜整備活用計画	生涯学習課	平成22年3月
4	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	ごみ対策課	平成22年度改定予定
5	環境配慮指針	環境政策課	平成19年2月
6	地球温暖化対策実行計画（市役所版）	環境政策課	平成19年3月
7	地球温暖化対策地域推進計画	環境政策課	平成22年3月
8	環境行動指針	環境政策課	平成19年3月
9	環境保全実施計画	環境政策課	平成23年度改定予定
10	都市計画マスタープラン	都市計画課	平成23年度改定予定
11	住宅マスタープラン	まちづくり推進課	平成23年度改定予定
12	バリアフリーのまちづくり基本構想	まちづくり推進課	平成20年3月
13	耐震改修促進計画	まちづくり推進課	平成20年3月
14	武蔵小金井駅南口地区市街地再開発事業に係る市の方針	再開発課	平成12年7月
15	小金井都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理事業事業計画（第2回変更）	区画整理課	平成19年12月
16	公共下水道事業経営健全化計画	下水道課	平成20年3月
17	公共下水道プラン	下水道課	平成22年度策定予定

18	交通安全計画	交通対策課	平成23年度改定予定
19	駐車場施設整備計画	交通対策課	平成13年9月

2 ふれあいと活力のあるまち（地域と経済）

	計画等の名称	担当課	策定年月
20	協働推進基本指針	コミュニティ文化課	平成20年3月
21	地域防災計画	地域安全課	平成21年3月
22	国民保護計画	地域安全課	平成19年3月
23	新産業振興プラン	経済課	平成22年度改定予定
24	中心市街地商業等活性化基本計画	経済課	平成16年12月
25	農業振興計画	経済課	平成22年度改定予定

3 豊かな人間性と次世代の夢をはぐくむまち（文化と教育）

	計画等の名称	担当課	策定年月
26	芸術文化振興計画	コミュニティ文化課	平成21年3月
27	個性が輝く男女平等プラン（第3次行動計画）	男女共同参画担当	平成15年3月
28	生涯学習推進計画	生涯学習課	平成21年3月
29	子ども読書活動推進計画	図書館	平成21年5月
30	教育振興基本計画	庶務課	平成22年度策定予定
31	公立学校等施設整備計画	庶務課	平成23年度改定予定

4 だれもが安心して暮らせる思いやりのあるまち（福祉と健康）

	計画等の名称	担当課	策定年月
32	（仮称）保健福祉総合計画	地域福祉課	平成23年度策定予定
33	介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画	介護福祉課	平成24年度から（仮称）保健福祉総合計画に統合予定
34	のびゆくこどもプラン 小金井（次世代育成支援後期行動計画）	子育て支援課	平成22年3月
35	障害者計画・障害福祉計画	障害福祉課	平成24年度から（仮称）保健福祉総合計画に統合予定
36	食育推進計画	健康課	平成23年度改定予定
37	特定健康診査等実施計画	保険年金課	平成20年2月

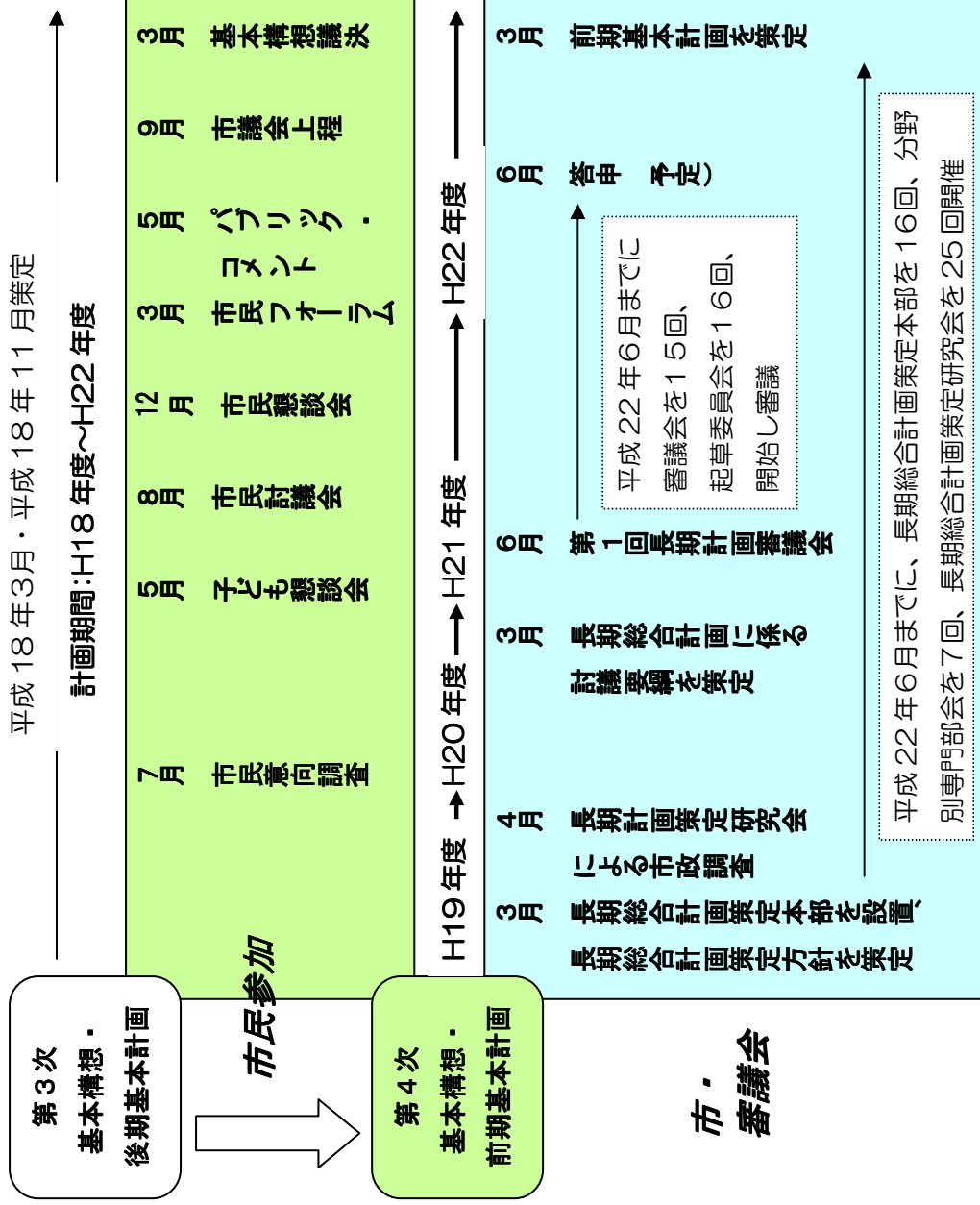
5 計画の推進

	計画等の名称	担当課	策定年月
38	第3次行財政改革大綱	行政経営担当	平成22年5月
39	人材育成基本指針	職員課	平成19年5月

	計画等の名称	担当課	策定年月
40	人材育成基本指針実施計画	職員課	平成21年5月
41	職員次世代育成支援プラン（特定事業主行動計画）	職員課	平成22年度改定予定
42	IT戦略構想	情報システム課	平成14年3月
43	前期IT基本計画	情報システム課	平成15年3月
44	電子計算処理業務基本計画	情報システム課	平成4年10月
45	（仮称）新庁舎建設基本構想	企画政策課	平成22年度策定予定
46	実施計画	企画政策課	平成22年度策定予定
47	中期財政基本計画	企画政策課	平成22年度策定予定

4 策定の経過

■ 第4次基本構想・前期基本計画策定の経過



●長期計画審議会

第1回(平成21年6月12日)～第15回(平成22年6月23日)

○長期計画起草委員会

第1回(平成21年9月12日)～第16回(平成22年6月19日)

●長期総合計画策定本部

第1回(平成20年2月19日)～第16回(平成22年6月29日)

○分野別専門部会

第1回(平成20年12月26日)～第7回(平成21年11月27日)

○長期総合計画策定研究会

第1回(平成20年3月19日)～第25回(平成21年10月23日)

5 長期計画審議会

■ 小金井市長期計画審議会条例

(設置)

第1条 小金井市長期計画を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、小金井市長期計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、長期計画の策定に関する必要な事項を調査および審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員16名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 削除
- (2) 学識経験者その他 12名以内
- (3) 教育委員会の委員 1名
- (4) 農業委員会の委員 1名
- (5) 市に勤務する職員および関係行政機関の職員 2名以内

3 委員の任期は、当該諮問にかかる答申の終了によつて満了するものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議公開)

第6条 審議会の会議は、公開とする。

(専門委員)

第7条 専門の事項を調査および審議するため、必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員のうちから会長が指名する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長が定める部課において処理する。

(委任規定)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

■ 小金井市長期計画審議会委員の名簿

【学識経験者その他】(第3条第2項第2号関係)

会長	○武藤	博己	法政大学大学院教授
会長職務代理者	○三橋	誠	一般公募市民
	五十嵐	京子	一般公募市民
	吉良	正資	一般公募市民
	○玉山	京子	一般公募市民
	○永田	尚人	一般公募市民
	○渡辺	嘉二郎	法政大学工学部教授
	○淡路	富男	行政経営研究所所長
	今井	啓一郎	公益法人小金井市商工会
	鈴木	富雄	社団法人小金井市シルバー人材センター会長
	竹内	實	社会福祉法人小金井市社会福祉協議会専務理事
	町田	裕紀	小金井市青年会議所副理事長

【教育委員会の委員】(第3条第2項第3号関係)

鮎川 志津子 小金井市教育委員会委員

【農業委員会の委員】(第3条第2項第4号関係)

鴨下 輝秋 小金井市農業委員会委員

【市に勤務する職員及び関係行政機関の職員】(第3条第2項第5号関係)

古川 俊明 東京都北多摩南部建設事務所所長
※平成21年8月3日から

藤江 賢治 東京都北多摩南部建設事務所所長
※平成21年7月16日まで

大久保 伸親 小金井市副市長

※○印は、起草委員を示す。

※委員の任期は、平成21年6月19日から、特に記載がなければ答申の日まで。

6 長期総合計画策定本部

■ 小金井市長期総合計画策定本部設置要綱

(設置)

第1条 小金井市における長期総合計画を計画的かつ総合的に策定するため、小金井市長期総合計画策定本部（以下「策定本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 長期総合計画の策定に関すること。
- (2) 前号の計画策定に係る施策の推進及び総括的な進行管理に関すること。
- (3) その他、行政各分野における計画の総合調整に関すること。

(構成)

第3条 策定本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、小金井市庁議に関する規則（昭和62年規則第25号）第2条に規定する構成員である部長職者をもって充てる。
- 5 本部長は、前項に規定する者のほか、必要と認める者を臨時に本部員とすることができる。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じて策定本部を招集し、会議を主宰する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係職員に策定本部への出席を求めることができる。
- 3 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

(部会)

第5条 本部長は、策定本部の円滑かつ効率的な運営を図るため必要があると認めるときは、本部に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、本部長の指名する部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 部会長は、必要に応じて部会を招集し、会議を主宰する。
- 4 部会長は、部会の円滑かつ効率的な運営を図るため必要があると認めるときは、部会に研究会等を設置し、又は関係職員を臨時に部会の構成員に指名し、もしくは関係職員に部会への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 策定本部の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

- 2 部会の庶務は、部会長の所属する課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定本部の運営に関し必要な事項については本部長が、部会の運営に関し必要な事項については部会長が、それぞれ定める。

■ 小金井市長期総合計画策定本部の体制

- 1 長期総合計画策定本部（理事者、部長職者 18人）
 - 本部長 副市長
 - 副本部長 教育長
 - 本部員 企画財政部長、長期総合計画等担当部長、総務部長、市民部長、税務担当部長、環境部長、ごみ処理施設担当部長、福祉保健部長、子ども家庭部長、都市整備部長、開発事業本部長、会計管理者、学校教育部長、生涯学習部長、議会事務局長、監査委員事務局長

- 2 分野別専門部会（課長職者）
 - (1) 環境と都市基盤部会（18人）
 - 部会長 都市計画課長
 - 部会員 企画政策課長、地域安全課長、検査担当課長、経済課長、環境政策課長、ごみ対策課長、ごみ処理施設担当課長、中間処理場担当課長、水道課長、下水道課長、まちづくり推進課長、道路管理課長、建築営繕課長、交通対策課長、再開発課長、区画整理課長、企画政策課長補佐（政策担当）
 - (2) 地域と経済部会（8人）
 - 部会長 経済課長
 - 部会員 企画政策課長、情報システム課長、総務課長、地域安全課長、コミュニティ文化課長、環境政策課長、（農業委員会事務局長）、企画政策課長補佐（政策担当）
 - (3) 文化と教育部会（13人）
 - 部会長 庶務課長
 - 部会員 企画政策課長、広報秘書課長、コミュニティ文化課長、文化施設開設担当課長、学務課長、指導室長、生涯学習課長、スポーツ振興担当課長、図書館長、公民館長、企画政策課長補佐（政策担当）（男女共同参画担当）
 - (4) 福祉と健康部会（13人）
 - 部会長 地域福祉課長
 - 部会員 企画政策課長、保険年金課長、障害福祉課長、介護福祉課長、健康課長、子育て支援課長、保育課長、児童青少年課長、生涯学習課長、スポーツ振興担当課長、公民館長、企画政策課長補佐（政策担当）
 - (5) 計画の推進部会（20人）
 - 部会長 企画政策課長

部会員 行政経営担当課長、財政課長、広報秘書課長、情報システム課長、総務課長、
法務担当課長、職員課長、人事給与制度担当課長、管財課長、市民課長、
市民税課長、資産税課長、納税課長、会計課長、議会事務局次長、
選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局次長、
企画政策課長補佐（政策担当、調整担当）

3 長期総合計画策定研究会（原則係長職又は主任職にある職員 24人）

早坂 嘉人（企画政策課）	山浦 勉（財政課）	山口 晋平（庶務課＊）
諏訪 知恵（広報秘書課）	金原 真貴子（総務課）	畑野 伸二（地域安全課）
宮奈 勝昭（職員課＊）	中島 憲彦（コミュニティ課＊）	櫻井 薫（経済課＊）
町田 知広（環境政策課）	高橋 信康（保険年金課）	畑野 淳（都市計画課）
鈴木 崇（保険年金課）	鴨下 正人（市民税課）	田中 克知（資産税課）
鈴木 富美（納税課）	二井本 慎哉（職員課）	最所 拓也（財政課）
高花 美咲（保育課）	大久保 隆（都市計画課）	鈴木 明信（道路管理課）
大久保 泰広（再開発課＊）	井上 義秀（再開発課）	山内 和子（総務課＊）
倉澤 亮（庶務課）	深澤 亘（指導室）	木村 逸子（子育て支援課）
川口 慈郎（職員課＊）	和田 穂積（公民館）	古賀 誠（議会事務局）

※（ ）内の所属課は平成22年度末現在。＊は途中で辞任した研究員

7 用語の説明

あ行

一部事務組合 (p.14)

市町村等の事務の一部を共同処理するために、地方自治法に基づいて特別地方公共団体として設立された組合。ごみ・し尿処理、病院、消防などの事務のために設立されている。

インフラ (p.14)

インフラストラクチャーの略語で、社会的な経済基盤及び生産基盤の総称。道路・港湾・河川・鉄道・通信情報施設・下水道・学校・病院・公園・公営住宅などが含まれる。

ウェブコミュニティ (p.35)

同じ話題に関心を持つなど、連帯感を持つ人々が集うホームページ又はそうした関係のこと。

江戸東京野菜 (p.17)

亀戸大根、大蔵大根、伝統小松菜、馬込半白胡瓜など、かつて現在の東京周辺で作られていた伝統野菜のこと。東京各地で江戸東京野菜復活の取組が進められており、特に市内農家の取組が注目を集めている。

温室効果ガス (p.58)

大気中の二酸化炭素やメタンなど、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。地球温暖化対策推進法により、二酸化炭素、メタン等の6種類のガスが温室効果ガスとして定められている。

オンブズマン制度 (p.20)

市民から寄せられた市政に関する苦情を調査し、必要な場合は、市や事業者に対してサービスの内容や制度を改善するよう、勧告したり意見を述べたりする制度。小金井市では、福祉サービス苦情調整委員設置条例により、福祉サービスに対するオンブズマン制度が整備されている。

か行

かかりつけ医・かかりつけ歯科医 (p.21)

利用者の身近な地域で開業し、日常的に医療についての相談にのり、必要に応じて適切な病院を指示・紹介するなどの対応をする医師及び歯科医。

花壇ボランティア (p.51)

市内公園の花壇を世話する市と協定を結んだボランティア団体。市から、活動な物品用具類の支給、苗の支給、旗の貸与、ボランティア保険の加入などの支援を受けることができる。

学校評価 (p.113)

各学校が、教育活動その他の学校運営について、具体的な目標を設定し、その達成状況を

整理して、取組の適切さを検証することにより、組織的・継続的に改善すること。

家庭福祉員（保育ママ）（p.35）

保護者が勤めているなどの理由で、保育を必要とする3歳未満の乳幼児を、家庭福祉員の自宅で預かり、家庭的な雰囲気の中できめ細かな保育を行う制度。

環境影響評価制度（p.60）

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、その事業の実施が環境に及ぼす影響を事業者において事前に評価し、環境保全の対策をとるための制度。

環境美化サポーター制度（p.33）

身近な公共空間である公園、道路等の環境美化活動をボランティア活動として実施する団体を支援する制度。環境美化サポーターの活動に対し、市は必要な物品及び用具類の支給、活動内容を記した表示板の設置、ボランティア保険の加入、活動により回収されたごみの廃棄物処理手数料の免除などの支援を行う。

環境緑地（p.52）

現状のまま保全されることが確約される樹木の集団で、土地の面積がおおむね500㎡以上で面的につながりがあるもの。国分寺崖線上のものは、奨励金を市が助成している。また、固定資産税及び都市計画税が減額され、緑地には自然災害等での事故に適用される保険を市でかけている。

涵養（p.14）

水が自然に染み込むように、無理をしないでゆっくりと養い育てること。

キャリア教育（p.36）

児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育のこと。児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育とされる。

共生社会（p.8）

年齢や障がいの有無等にかかわらず、だれもが支え合い自立して暮らせる社会のあり方。特に、青少年育成施策、少子・高齢化対策に加え、障がい者施策や外国人施策などの総合的な推進が必要とされる。

行政評価（p.22）

市の施策・事務事業を統一的な視点と手段によって客観的に評価し、その評価結果に基づいて、問題点・課題を明らかにし、継続的な改善に取り組む一連の活動。本市では、事務事業評価を平成16年度に試行し、平成17年度から本格的に実施している。

協働（p.3）

市民及び市が、お互いに尊重し理解して、それぞれの役割と責任に基づき、対等の立場で連携協力して、市民生活を充実させること。

クリーンエネルギー（p.15）

環境への負荷が少ない、太陽エネルギー、風力エネルギーなどの自然エネルギーや天然ガスなどを使った新型エネルギー。

グリーン購入（p.60）

事業活動や消費活動により発生する環境への負荷を軽減することを目的として、環境に配慮した製品を購入すること。

グループホーム (p.37)

認知症高齢者や障がいのある人等が数人で一定の経済的負担をして、日常生活援助のもとで、共同生活を営む施設。

グローバル化 (p.6)

国際化。特に、経済活動やものの考え方などを世界的規模に広げること。

経営耕地面積 (p.5)

農家が経営する耕地の面積。農地がすべての耕地を指すのに対して、経営耕地面積は農家が経営する耕地のみを指す。

経常収支比率 (p.22)

財政の弾力性を示す指標として用いられる指数。人件費等の毎年経常的に支出される経費に充当された一般財源を、地方税等の毎年度経常的に収入される財源に、減税補てん債及び臨時財政対策債（赤字債）を加えたもので割って100を掛けたもの。一般に80程度が良好な状態とされ、100を超えると全く投資的な経費及び財政的な余裕がないことを意味する。

建築協定 (p.34)

住宅地としての環境等を維持増進するため、土地所有者等の全員の合意により建築物の敷地、構造、用途、形態等に関して、一般の建築基準法の規定より厳しい基準を定めるもの。

公共緑地 (p.52)

公共の用に供されることが確約される土地で、面積がおおむね500㎡以上で面的につながりがあるもの。また、固定資産税及び都市計画税が減額され、自然災害等での事故に適用される保険を市の方でかけている。

合計特殊出生率 (p.6)

15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性が一生の間に平均して何人の子供を産むかを表す。なお、人口の自然増と自然減が均衡する水準は約2.07とされる。

交通災害共済制度 (p.6)

交通事故でケガをしたり亡くなられたときにお見舞金を支給する制度。東京都では、全市町村が共同で運営し、「ちょこっと共済」の名で親しまれています。

合流式下水道 (p.15)

汚水と雨水を同一の管きょで排除する方式の下水道のこと。一定以上の雨量に置いて、雨水と汚水が混合した未処理下水の一部が公共用水域に放水されるため、除去装置の整備などによる改善が課題となっている。

高齢化率 (p.6)

65歳以上の高齢者が総人口に占める割合。高齢化率が7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会と呼ばれる。

高齢者いきいき活動 (p.122)

市内7か所にある「老人いこいの部屋」で行われる、おとしよりの健康増進や生きがい発

見のための講座。市に委嘱された「いきいき活動推進員」が企画運営する。

高齢者自立支援住宅改修給付事業 (p.6)

浴槽・流し・洗面台の取替、便器の洋式化などの、自立のための住宅改修の給付。介護保険の要介護認定で「非該当」とされた方も、身体的理由により必要と認められれば対象となる。

コーホート要因法 (p.28)

人口推計手法の一つで、年齢階層それぞれの人口動態をもとに将来を予測する方法。同期間に出生した集団（コーホート）について、出生・死亡・社会移動（転出・転入）の要因別に変化率を推計する。

小金井市に住み続けたいと思う市民の割合の増加 (p.11)

基本計画の策定の際に行う市民意向調査の調査項目の1つ。平成20年度市民意向調査では、「永住したい」と「当分の間住み続けたい」が合わせて全体の76.4%と、平成17年度の調査より、4.9%向上した。

小金井市の住みやすさの向上 (p.11)

基本計画の策定の際に行う市民意向調査の調査項目の1つ。平成20年度市民意向調査では、「大変住みやすい」と「どちらかと言えば住みやすい」が合わせて全体の57.4%と、平成17年度の調査より、2.3%向上した。

コミュニティ (p.12)

「居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会」（大辞泉）などとされる。共同性や一体感などを持つ社会集団を指し、町会・自治会などの地域コミュニティ、特定の目的に沿って地域を越えて集うテーマコミュニティ、また、目的を共有する人たちが時間的・場所的制約にとらわれることなく参加できるネット上の電子コミュニティなどがある。これら様々なコミュニティが結び付いたものが、コミュニティネットワーク。

コミュニティビジネス (p.16)

地域の課題を市民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組。近年では、福祉、環境、教育など様々な分野で、NPOや企業などによる取組が行われている。

コミュニティ広場 (p.7)

武蔵小金井駅南口第1地区第一種市街地再開発事業の区域内に作られた多目的広場。

コミュニティ道路 (p.70)

通過交通の侵入抑制、歩道の拡幅、植栽やベンチの設置など、歩行者等が安全かつ快適に通行できるよう配慮された道路。

さ行

再開発 (p.7) →市街地再開発事業

最適 (p.3)

環境変化に対応した最も適切な状態を表し、ここでは、私たちの住む小金井市において、市民ニーズに基づいた地域の特徴をいかしたバランスのとれた政策の形成や統合の実現を目

指す状態を指している。

参加 (p.3)

市の政策立案、実施及びその評価に、広く市民の意見を反映させるため、市民が市政に参加すること。

産地偽装問題 (p.16)

食品についての偽装表示の一種で、生産地を偽って表示し、消費者、中間業者に対しあたかも、表示された生産地で生産された製品であるかのように見せる行為のこと。平成 13 年頃から牛肉や鶏肉等の偽装事件が多発し、大きな社会問題となった。

市街化農地 (p.66)

市街化区域内の農地の中で、将来にわたって保全される生産緑地に対して、計画的に宅地化を図っていくものとして区分された農地。

市街地再開発事業 (p.5)

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために行われる建築物の整備並びに公共施設の整備を行う事業。権利変換方式である第一種と、管理処分方式（土地買収方式）である第二種がある。

施策 (p.4)

政策を実現するための具体的な方策や対策となる行政活動の単位。上位の単位である政策に対して、手段となり、下位の単位である事業に対しては目的となる。例えば、施策「みどりはぐくむ仕組みづくり」はよりよい環境づくりの手段であり、事業「みどりに対する意識の啓発」にとっては目的となっている。

施策マネジメント (p.33)

施策が、計画された目標のとおり実施されているかを確認し、必要な対策を採るための管理の仕組み。

自主防災組織 (p.16)

「自分たちのまちは自分で守る」という、地域住民の連携に基づき、結成される防災組織。通常は、町会・自治会などの地域内で組織されている。

自然再生事業 (p.7)

過去に損なわれた自然環境を取り戻すため、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO、専門家等の地域の多様な主体が参加して、自然環境の保全、再生、創出等を行うこと。特に、自然再生法に基づき、自然再生地区に指定されて進められる事業。

市長への手紙、市長へのEメール、市長へのファクス (p.138)

市長への手紙は、市民が市政にどのような施策を望み、何を期待するかを把握するために毎年行われる調査。18歳以上で住民基本台帳から無作為に抽出した 2,000 人に往復はがきを送り、市政に望む重点項目を3つ選んでもらい、その他意見・提案等を書いてもらうもの。

市長へのEメール、市長へのファクスは、それぞれEメール、ファクスで市民からの声をいつでも受付、市政運営に反映していくことを目的とする。

指定管理制度 (p.142)

福祉施設、教育・文化施設、体育施設等、市民の健康や福祉のために市が設置している公

共施設（「公の施設」）の管理運営を、民間事業者等の団体に行ってもらふことにより、住民サービスの向上や経費の節減等を図ろうとする制度。

児童委員（p.119）

児童や妊産婦への援助を行う委員。児童福祉法により、すべての民生委員が児童委員とされている。

児童遊園（p.33）

児童福祉法に基づき、児童に安全かつ健全な遊び場所を提供する屋外型の施設。

住宅マスタープラン（p.64）

住宅施策を具体化し、総合的に展開するため、地方公共団体が策定する計画。

出生率（p.20）→合計特殊出生率

循環社会（p.6）

社会の持続性を確保するため、あらゆる活動に伴い消費するモノやエネルギーにかかる資源を、繰り返し又は様々な形で利用し、廃棄するモノを最小限にするシステムを有する社会。

ショートステイ（p.123）

介護者が病気、出産、介護疲れなどで介護できないときに、在宅の介護を要する高齢者や障がいのある人を、一時的に施設で保護する制度及びそのサービス。

人事評価制度（p.142）

人材の育成、異動などの人事、給与などに反映させるため、職員の能力や目標に対する成果を検証する制度。

生産緑地（p.5）

市街化区域内の農地等のうち、良好な都市環境の形成を目的とし、30年間農地として管理を義務付けられた土地。税制上の優遇措置などがある。

成年後見制度（p.123）

認知症や障がいなどにより判断能力が不十分な方の日常生活を法律的に保護する制度。

セーフティネット（p.118）

社会的・個人的な危機に対応する方策。雇用保険、社会保険、生活保護などを指す。

総合型地域スポーツクラブ（p.107）

地域住民の日常的なスポーツ活動を活性化するために構想された市民型のスポーツクラブ。

創造的産業（p.12）

交通の利便性、多様な高等研究機関などの立地、市民の所得水準の高さなどの特性をいかして、地域社会に新たな価値をもたらす新産業のこと。研究開発型の産業、情報・環境・福祉・健康などの成長産業、地域資源をいかしたコミュニティビジネスなどが考えられる。

た行

第一種低層住居専用地域（p.5）

低層住宅の良好な住環境を守るための用途地域。住居のほかには、小中学校・診療所・小規模な公共施設か住居を兼ねた小店舗しか建てられない。

ダイオキシン (p.60)

ごみなどの焼却や農薬などの製造中に不純物として副生される猛毒化学物質。

大学連携型起業家育成支援施設 (p.16)

中小企業新事業活動促進法に基づいて整備される、大学の持つ特許等の資産をいかして、起業家を育成する施設（インキュベータ）。大学内のインキュベータに対して、地域インキュベータと呼ばれる。

待機児童 (p.8)

認可保育所への入所を希望しているが、施設の不足や保育希望時間の調整が見つからないなどの理由により入所できないでいる児童。

大規模改修 (p.36)

施設の経年劣化に対応するために行われる、屋上防水、外壁、水回り等の大規模な改修。施設を耐用年数まで活用するためには、十数年に1回は行う必要があるとされる。

耐震化率 (p.65)

昭和57年以降に建築された又は昭和56年以前で一定の耐震性が図られた住宅の割合。

多文化共生社会 (p.18) →共生社会

地区計画 (p.31)

地区の特性に応じて、地区の住民の合意により地区内の建築物の敷地、用途等に関するルールを定め、良好な環境の街区を整備し、保全する計画。

低騒音舗装 (p.38)

車の通行に伴う騒音を抑える舗装。自動車が走行するとき、タイヤと路面の間に空気が入り騒音となるが、こうした空気を舗装の中に逃して騒音を低減することができる。

デイサービス (通所介護) (p.66)

施設に通所する要介護者又は要支援者に対して、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導など各種の便宜を提供するサービス。

透水性舗装 (p.38)

アスファルトと混合する砕石の粒度調整による間隙の増加等により、雨水等の地中への透水性を高めた舗装。歩道の舗装によく利用され、雨水流出抑制、地下水の涵養、街路樹の育成、雨天時の歩行性向上の他に、自動車走行音の低減等にも効果があるとされる。

特定健診・保健指導 (p.133)

40歳以上75歳未満の被保険者および被扶養者を対象として、メタボリックシンドロームの予防・解消に重点をおいた、生活習慣病予防のための新しい健診・保健指導。特定健診の結果をもとに、内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数に着目して、リスクの高さに応じて、動機付け支援・積極的支援を行う。

特定フロン (p.60)

オゾン層保護のため国際条約により規制の対象となっているフロンのこと。

特別支援教育 (p.110)

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、

生活や学習上の困難を改善又は克服するために行う適切な指導及び必要な支援のこと。

特別緑地保全地区 (p.33)

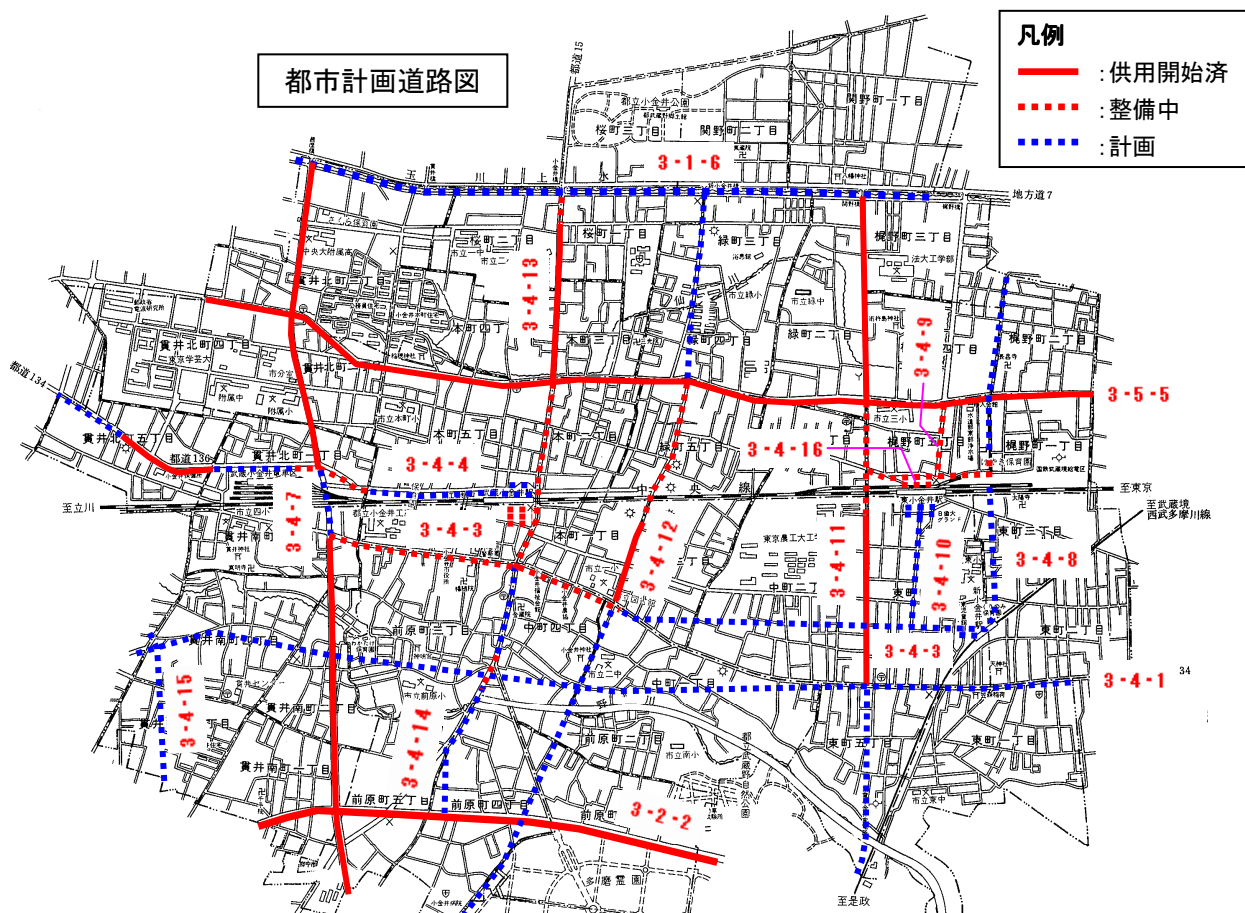
都市における無秩序な市街地化の防止、公害や災害防止のため必要な遮断地域、都市の歴史的文化価値のある緑地などを保全することを目的に都市計画法に規定される地域地区。

都市計画公園 (p.33)

都市計画法により設置され、管理される公園。

都市計画道路 (p.7)

都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法に基づいて建設計画が決定された道路。



都市計画道路一覧

路線 等級	街路番号		街路名称	起点	終点	幅員 (m)	整備状況	
	種別	番号						
1	3	1	6	東京立川線	梶野町3丁目	貫井北町3丁目	45~49	
2	3	2	2	東京八王子線	前原町1丁目	貫井南町1丁目	30	整備済
3	3	4	1	三鷹国分寺線	東町1丁目	貫井南町4丁目	16	
4	3	4	3	新小金井貫井線	東町4丁目	貫井南町3丁目	16	一部整備中
5	3	4	4	小金井日野駅線	本町5丁目	貫井北町5丁目	16	一部整備中
6	3	4	7	府中清瀬線	前原町5丁目	貫井北町3丁目	20	一部未整備
7	3	4	8	新小金井久留米線	東町4丁目	梶野町2丁目	16	一部整備中
8	3	4	9	東小金井駅北口線	梶野町5丁目	梶野町5丁目	20	整備中
9	3	4	10	東小金井駅南口線	東町4丁目	東町4丁目	16	
10	3	4	11	府中東小金井線	東町5丁目	緑町2丁目	18	一部整備中
11	3	4	12	多摩墓地小金井公園線	前原町4丁目	緑町3丁目	16	一部整備中
12	3	4	13	小金井久留米線	本町5丁目	桜町2丁目	16	一部整備中
13	3	4	14	小金井駅前線	本町5丁目	前原町4丁目	16	一部整備中
14	3	4	15	府中国分寺線	貫井南町5丁目	貫井南町4丁目	16	
15	3	4	16	東小金井駅北口東西線	梶野町5丁目	梶野町5丁目	16	整備中
16	3	5	5	三鷹国分寺線	梶野町1丁目	貫井北町4丁目	12	整備済

16路線延長 31,220m

注1) 中央本線付属道路は除く。注2) 平成21年3月31日現在

土地区画整理事業 (p.5)

土地の区画形質を整え、道路、公園その他の公共施設の整備改善を行う事業。

な行

認可保育所 (p.35)

施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理など国が定めた設置基準を満たし、都道府県知事に認可された保育所。

認証保育所 (p.35)

認可保育所に準じた基準（施設・設備、児童1人当たりの面積、職員配置等）により東京都の認証を受けた保育施設。都と市が運営費の補助を行っています

認知症 (p.37)

成人に起こる認知（知能）障害。記憶、判断、言語、感情などの精神機能が減退し、その減退が一過性でなく慢性に持続することによって日常生活に支障をきたした状態。

認知症サポーター (p.121)

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中での支援を行う。養成講座を受講したサポーターの目印として「オレンジリング」が渡される。厚生労働省は、「認知症を知り地域をつくる」キャンペーンとして、認知症サポーター100万人キャラバンを実施し、認知症サポーター養成講座の開催を支援している。

認定認証農業者制度 (p.17)

認定農業者制度とは、農業経営基盤強化促進法及び市の農業基本構想に基づき、将来の農業の担い手として認定した農業者の経営を支援する東京都の制度。認証農業者制度とは、将来の農業の担い手として、市独自で認証した農業者を支援する制度。

年少人口比率 (p.20)

15歳未満の人口の総人口に占める割合。

農業サポート制度 (p.90)

援農ボランティア、農業パートなどの形で市民が農家を手伝い、農業生産を応援する仕組み。後継者不足等に悩む都市農業の新たな担い手として期待されている。

農工大・多摩小金井ベンチャーポート (p.35)

中小企業新事業活動促進法に基づき、東京農工大学が中小機構や地域と連携し小金井キャンパス内に整備・運営を行う大学連携型起業家支援施設（インキュベーション施設）。

ノーマライゼーション (p.8)

高齢者や障がいのある人などハンディキャップを持っていても、ごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという福祉や教育のあり方を示す基本的理念。

野川第二幹線 (p.67)

小金井市、武蔵野市、三鷹市の地域で発生する雨水の排除を目的として、東京都が整備・管理する流域下水道幹線。

バスベイ (p.71)

バスの停留所において、交通の流れを阻害することなく停車できるよう歩道などに湾状に入り込んだ部分。

パブリックコメント制度（市民の提言制度） (p.139)

市の計画等を立案する過程で、その趣旨、内容、その他必要な事項を市民に公表し、幅広く意見を求め、市民の意見を考慮して意思決定を行う制度。

バリアフリー化 (p.12)

障がいのある人や高齢者などに対する障害(バリア)を取り除くこと及びそうした考え方。これに対して、年齢、性別、身体などの特性や違いを超えて、初めから、すべての人が利用できるような設計をユニバーサルデザインという。

ヒートアイランド現象 (p.60)

経済活動等に伴う熱エネルギーの放出や日射熱の蓄熱等により、郊外に比べ都心部ほど気温が高く、等温線が島のような形になる現象。

病後児保育 (p.127)

保育所に通う子どもが病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、一時的にその子どもを預かり保育すること。

福祉共同作業所 (p.131)

一般の企業等で働くことの困難な障がいのある人の働く場や活動の場として、障がいのある人、親、ボランティアをはじめとする関係者の共同の事業として、地域の中で生まれ運営されている施設。

福祉的就労 (p.131)

雇用されることが困難な人が、作業しながら職業習慣を身に付けたり、職業技能を習得するために就労する場所。授産施設、共同作業所などを指す。

複線型人事制度 (p.142)

単一の指揮命令系統でつながっている「ライン」だけでなく、専門職やエキスパートによる「スタッフ」などを有する多元的な人事制度。

扶助費 (p.29)

生活保護や高齢者福祉・児童福祉などの社会保障に要する経費で、義務的経費の1つ。

ベンチャー (p.16)

専門的技術や知識を持ち、大企業が手掛けていない事業や技術開発・情報処理などを行う革新的な企業のこと。

保育室 (p.35)

東京都が定めた保育室設置基準を満たし、区市町村が保育室利用契約を締結した定員6名から29名の小規模な認可外保育施設。東京都及び区市町村が運営費を補助している。

保育ママ (p.35) →家庭福祉員

ポータルサイト (p.16)

インターネットにおいて、入口又は玄関の役割を果たす、情報の検索・閲覧を行うためのホームページ。

ま行

マネジメント (p.143)

経営などの管理のこと。目的を効果的に実現するために、経営資源などを適切に結合し、その作用・運営を操作・指導する機能もしくは方法をいう。リーダーシップや目的の設定・変更を含める場合もある。

民生委員 (p.118)

民生委員法に基づき、市民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、市民の相談に応じたり、関係機関との調整を図るなど必要な支援を行う特別地方公務員。

や行

やすらぎ支援事業 (p.124)

軽度の認知症のある方の自宅に支援ボランティアが訪問し、話し相手、声かけ等をする事業。これにより、認知症高齢者とその介護に当たる家族の福祉向上を図る。

ユニバーサルデザイン (p.20)

年齢、性別、身体、国籍などの様々な特性や違いを越えて、初めから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建物・施設、製品などのデザインをしていこうという考え方。

要介護 (p.8)

介護保険制度における介護認定区分の1つで、介護を要すると認定されるもの。他に、介護は要さないが生活支援・介護予防を要する「要支援」、いずれも要さない「非該当」がある。

ら行

流域下水道 (p.67)

公共用水域の水質を保つために、広域的かつ効率的な下水の排除、処理を目的として、2つ以上の市町村の下水を処理するために、都道府県が設置する大規模な下水道。

療育 (p.21)

障がいを持つ子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。

緑被率 (p.51)

市域に占める樹木や草で覆われた土地の割合。速報値では、前回調査で緑被地とされた部分のみを評価するため、保全の指標となる。

65歳健康寿命 (p.134)

平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間。WHO（世界保健機関）が提唱した新しい

指標で、65歳健康寿命は、65歳の方の平均寿命から、衰弱・病気・痴呆などによる介護期間を差し引いた寿命のこと。

わ行

ワーク・ライフ・バランス (p.18)

仕事と生活の調和。やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。特に、家族や地域で過ごす時間と仕事のバランス。

私たち (p.3)

この第4次基本構想・前期基本計画の中では、私たちの住む小金井市における様々な活動の主体である市、市民、団体及び事業者全体を指す言葉として使用している。

ワン・ストップ・サービス (p.142)

IT（情報技術）を活用して、1つの窓口で複数の手続きをしたり、サービスを受けたりすることができること。

A～Z

DV (p.102)

配偶者や恋人など親密な関係にある、又は親密な関係にあった者から振るわれる暴力。ドメスティック・バイオレンスの略語。

ICT (p.113)

携帯電話やコンピュータなどの情報通信端末によるネットワーク等を利用した双方向通信技術を意味する英語の略語。その1つのSNS（ソーシャル・ネットワーク・システム）として、mixiなどが有名。

IT (p.35)

コンピュータやコンピュータネットワーク等を利用した情報通信技術を意味する英語の略語。

JR中央本線連続立体交差事業 (p.14)

東区間（三鷹～国分寺間）と西区間（西国分寺～立川間）に分けて進められ、小金井市域を含む東区間（三鷹～国分寺間）は平成●●年度(※)の完成に向けて事業が進められている。

既に市内7か所の踏切が廃止され、南北交通の円滑化が図られたが、さらに関連側道の整備などによりまちの一体化が図られる。※調整中。平成22年度までの事業認可を受けているが、平成22年度中に延伸の予定。都の決定を踏まえて年度を入れる予定。

LAN (p.113)

ローカル・エリア・ネットワークの略語。一つの企業内・ビル内など限られた地域で、複数のコンピュータを通信回線で接続し、データの共有等を行う比較的小規模なネットワークのこと。

NPO (p.8)

民間非営利組織を意味する英語の略語。福祉・教育・環境などをはじめとして、自主的・自発的な活動を行う団体等の総称。

NPO法人 (p.8) →NPO

PFI (p.142)

社会資本整備の民間事業化のこと。プライベート・ファイナンス・イニシアチブの略語。公共施設などの整備を、官民の役割分担のもとに民間の資金や能力、ノウハウを活用することでより効率的に行おうとする考え方

SOHO (p.16)

コンピュータやインターネット等を活用して、小さな事務所や家庭で仕事をする勤務・事業形態のこと。

TLO (p.88)

技術移転機関。テクノロジー・ライセンス・オーガニゼーションの略語。大学や国立研究所の研究成果を企業に技術移転して事業化を目指す機関。事業化によって得た収入を新たな研究資金に充てることを目指す。

長期総合計画の策定・実行・評価等への提言

「第4次長期総合計画（案）の答申に当たって」のとおり、長期計画審議会では、市の諮問を受け、1年にわたる審議の中で、市民の参加と協働の促進に努めてきた。そして、より計画性と実行性を高め、わかりやすい長期総合計画とするべく、新たな試みとして、基本計画を審議の対象としたほか、重点政策に基づく重点プロジェクト、評価指標や成果・活動指標、主な事業等の設定など多くの進展があった。

一方で、市民アンケートによると、第3次基本構想・後期基本計画について6割以上の市民が、内容も存在も知らないと回答するなど、残念ながら市民の長期総合計画への理解度が高いとは言える状況ではない。市民ニーズの多様化、地方分権の進展、不確実性の高まりなどにより、市の最上位計画である長期総合計画の策定・実行・評価等を実施すること、そしてその内容を市民と共有することの重要性はますます高まっている。長期総合計画がこれまで以上に計画性と実行性を高め、わかりやすく、市民に理解され、身近なものとなるために、長期計画審議会は、今後の長期総合計画の策定・実行・評価等に当たって、以下の提言を行う。

1 市民ニーズを起点とした将来像と重点プロジェクトへの理解を通じて、より市民に身近な長期総合計画とすること

第4次基本構想の将来像とその実現に向け策定された重点政策に基づく6つの重点プロジェクトは、市民ニーズを起点に、社会潮流や市の現状と課題、まちづくりの基本姿勢等を踏まえて策定されたものである。重点プロジェクトの施策は、その進捗を評価するために成果・活動指標を設定し、その達成のために主な事業を定め、**計画性・実行性を高める仕組み**としている。

また、重点プロジェクトは、諸施策を網羅的に体系化した4つの施策の柱に対して、より優先度が高く、厳しい市の財政事情の中で財政的裏付けを高めたものとなっている。将来像や重点プロジェクトを中心とした**一連の仕組みを中心とした計画体系の連鎖**と財政的裏付けの向上によって、第4次長期総合計画における計画性と実行性は大きく向上した。市民が数百ページにわたる長期総合計画の全てを網羅的に理解することは難しく、その要点を平易に理解できるようにすることは、計画自体を作成することと同等以上に重要になっている。パブリックコメントの際に作成した要約版や愛称等を活用し、特に将来像と重点プロジェクト等の長期総合計画の要点への理解を通じて、長期総合計画によって「市民生活において何が変わるのか」「実行性を伴った計画なのか」といった、市民の素朴な疑問に対してしっかりと答え、市民にわかりやすく身近な長期総合計画としていただきたい。

2 長期総合計画の策定過程における参加と協働（審議会による市民との直接の対話等）の一層の推進。

長期計画審議会の公募委員の増員、市民意向調査の施策体系との連動、審議会による市民との直接対話する機会の増加等、第4次長期総合計画では、これまで以上に参加と協働は進展し、その際、全ての市民に対する参加や意見等の募集を実施や、無作為抽出による参加の募集などの新たな試みも行っ

ている。一方で、改善はしているものの、市民の構成比に対して、青年や女性の参加率は依然低く、介護が必要な方や障がいのある人、NPOや市民団体などから公平性を確保しつつ個別に直接対話を実施すること等は、長期総合計画に多様な意見を取り入れる上で、今後の大きな検討課題の一つである。

無作為抽出の更なる活用、4つの柱や重点プロジェクトに対応した分科会や個別ヒアリングの実施等を検討し、直接対話を行う機会の増加等を通じて多様な意見をより一層取り入れることに努めていただきたい。

3 長期総合計画に関するより一層の広報活動の充実。

市民の理解を得るに当たっては、広報活動の充実が不可欠である。第4次長期総合計画の審議会での審議期間中においては、構成や表現等に制約がありながらも、市報での広報を複数回実施したほか、市のホームページのトップページでの告知を実施し、市内各所にある掲示板等を活用するなど、最大限の広報を実施した。

他自治体においては、長期総合計画の要約版を返信ハガキつきで全戸配布を実施する例もみられる。また広報に当たっては、計画の単なる要約ではなく、論点や要点について写真や図表を用いてわかりやすく示す必要がある。今後、費用対効果に留意しつつ、より一層の広報活動の充実に努めていただきたい。

4 個別計画との連動、庁内体制の強化等の実行。

計画の実行性を高める上では、実施計画による詳細計画の策定、個別計画との連動の強化、そして庁内体制の強化が欠かせない。特に重点プロジェクトの策定・実行・評価に当たっては、重点プロジェクト毎に主管課を定めた関係課会議を持つ等、部局横断的に取り組める体制の整備を検討いただきたい。

5 最後に

繰り返しとなるが、まずは、上記の通り、市民との対話を重視していただきたい。第4次基本構想・前期基本計画の市や議会における修正内容の丁寧な説明、わかりやすい要約版（パンフレット）の作成、更には広報活動等の充実等にあたっては、市民の意見を十分に取り入れていただきたい。また、市民や審議会など第三者による進捗のチェックや評価の実施等の実施を行っていただきたい。一連の作業を実施するうえで、審議会の常設化の検討も選択肢の一つと考える。

後期基本計画への策定に当たっては前期基本計画の評価を踏まえ、4つの柱や重点プロジェクト等に対応した分科会等の実施等を検討頂き、長期計画審議会での十分な（基本計画のみで実質1年以上の）審議期間の確保に配慮いただきたい。

平成22年6月29日
小金井市長期計画審議会
会 長 武 藤 博 己